

第三十八回

参議院農林水産委員会会議録第五十号

昭和三十六年五月二十九日(月曜日)
午前十時二十九分開会

委員の異動

本日委員高橋進太郎君辞任につき、その補欠として高橋衛君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

藤野繁雄君

委員

秋山俊一郎君
櫻井志郎君
龜田得治君
東 隆君

理事

石谷憲男君

委員

植垣弥一郎君

説明員

岡村文四郎君

事務局側

河野謙三君

事務局側

重政庸徳君

事務局側

田中啓一君

事務局側

高橋衛君

事務局側

仲原善二君

事務局側

堀本宜実君

事務局側

阿部竹松君

事務局側

北村暢君

事務局側

大河原一次君

事務局側

清澤俊英君

事務局側

小林幸平君

事務局側

安田敏雄君

事務局側

千田正君

事務局側

杉山昌作君

事務局側

○農業基本法案(衆議院送付、予備審査)

本日の会議に付した案件
○急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)
○愛知用水公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○参考人の出席要求に関する件

本日の会議に付した案件
○急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)
○愛知用水公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

付

○農業基本法案(天田勝正君外二名発議)

○農業基本法案(衆議院送付、予備審査)

昭和三十六年五月二十九日(月曜日)
午前十時二十九分開会

國務大臣

農林大臣 周東英雄君

政府委員

農林政務次官

井原 岸高君

呂谷 孝君

大沢 融君

伊東 正義君

立川 宗保君

事務局側

常任委員

会専門員

安樂城敏男君

農林省農地局長 立川宗保君

説明員

農林省農地局長

大沢 融君

公團監理官

大山 一生君

農林省振興局

大山 一生君

局參事官

花園 一郎君

公團總裁

浜口 雄彦君

愛知用水

佐君

公團理事

伊藤 佐君

愛知用水

佐君

公團理事

ござりますが、これは先ほど申し上げましたいろいろな理由があつたわけでもござります。で、今後の問題でござりますが、私どもの方といたしましては、これは農民の反当負担の問題に大きな影響をするわけでござります。

受益面積からははなれると、いふことは、残つた人につきまして大きな負担の問題にもなりますし、また水の配分の問題とも非常な関係を持つて参ります。これはよく話し合いをして、これまでは具合のよくなつてはつてある、といふ

うようなこともあると思うのですが、
そうすると、やはりこの愛知用水の世
紀の大工事が、やはり非常にどこかに
無理をかけているのじゃないか。こう
いうような感じがするわけです。そし
ていう無理がいつて当初計画からはずれ
たようなところは、やはり国でこれを
見るべきじゃないかというような感じ
がしますがね。これについてそこら辺
の点の説明をもう少しわかるようにし
ていただきたいと思います。

十数億にならうかと思ひますが、これも特別負担をいたしまして、従来果樹園について負担をしておりませんものを、県が五割負担する、あるいは開田、開畠につきまして、これは従来は国と農民、ただでございましたものを、県も六分の一持ちますといふよらなことをやりまして、従来負担しないということになつておりますのを、県で負担するといふよらなことをいたしまして、先ほど申し上げましたように

○参考人(伊藤佐君) 事務的の問題で
あるのですが、私が伊藤でございま
すが、私が便宜お答えいたします。
ただいまの御質問でござりますが、
御承知のように、名古屋を中心いた
しまして最近目ざましいどんどん工業

いうことですから、それは最近の工業の発展に伴つて離農をするとか、何とか、そういうよくなことで減るといふことなんですか、どうなんでしょうか。
○ 参考人(伊藤佐君) いろいろ原因はござりますけれども、大別いたしまして、今先生のおっしゃいましたよんな、従来の農業地が工業地帯に変わらる、工場用地に変わるといったよな点、それからまた市街の膨張に伴いまして住宅地化するといったよな点、この二つが大きなものじゃないかと思

は県が中心にたってやつをやつし下さい
と思つておりますが、今後の営農の問題等を話し合いまして、そろ大きな変動が起きました。なんよりといふ指導をし
点でござりますが、面積が減つて水の
量があえたのだから負担は多くなつて
いるのじやないかといふお話をござい

な四万三千円ベースにしていこうとい
うあらな操作をしたわけでございま
す。

の発展あるいは市街地の発展といふものがござりますので、そういうたよるな傾向からいたしまして、ただいま先生のさつしやいまことなりなことは、

われます。

して参りたい。三万三千か三万になりまして、したことで、かなり変化がございまして、たので、これ以上、あまり大きな変化がないようといふ実は指導をいたしたいというふうに思っております。

ますか、単純に計算しますと、その通りなんでございます。それで、私どもとしましては、当初反対総償還額四万三千円ということやりましたので、これは事業費が九十億ふえましても、四万三千円といいますのはかなりな負

○委員長(藤野繁雄) 決「経済がた
だいま見えました。
ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

私は今後起じり得ることであると存じます。たゞいまのところ、しかし、どのくらいの程度でどうあると、何とは、ただいま見当がつきませんでござります。

三千ばかり減るということですか、逆に水の分は先ほど説明がありましたように、当初一億一千万トン、これが約三千万トンくらいある。これは水田開拓が多くなった結果だ、もうこのよ

午前十一時休憩いたします
午前十一時三十八分開会

○参考人(伊藤佐君) そういう事態とは、静岡県の農業用水は、静岡市が出て減るが、名古屋の南の臨海地帯の工業用水があふれる、こういうことになるのですか。

丁度埠地はたゞしてく
丁度埠地はたゞしてく
あるいは住宅地になる転換する、と
いうことになりますといふと、これは
その関係はどういうふうになりますしよ
うか。そういうことが起らぬいとは

いたします。
休憩前に引き続き、愛知用水公団法の一部を改正する法律案に対する質疑を行ないます。

○北村暢君 それじゃ、続いて質問をいたしますが、愛知用水の総裁でも理事でもよろしくうございますが、先ほど、計画変更になりまして、受益地の面積が変更があつたということのようですが、そういう説明がありました
が、さらに、水の代金を徴収する、いわゆる賦課金を徴収する段階になつて、水を辞退する農家が出てくるの

申しますか、がくれば、勢い工業用水の需要といふものは現状におきましても、これは今後ますますふえるわけでござります。直接関係は、まあ何とも申せませんのでございますが、今後工業用水がふえるということは、愛知用水に關係あるなしにかかわらずござります。

○北村暢君　ただいまの御答弁ではちょっとはつきりしませんけれども、私はこれは臨海地帯の工業の発展に伴つて、愛知用水の受益地区の農民が水を辟退するようなることもあり得るところ

限らない、今のところでそういうことになるとも断言できないでしょうけれども、そういう傾向がないとは言えない、あるようなふうにも受け取れるのですが、その場合、賦課金等についてもこれは相当長い年限かけて返還をしていくはずでございますから、そういう場合、一体どういうふうな取り扱いになるのか、この点一つ農地局長から……。

合には、国の補助なり、県の補助なりが大きい違います。特に上水道の場合になりますと、あまり補助がなくて、一立米で二十何円というような水の値段になるわけあります。それで今先生の御質問のように、農業用水が工業用水になり、都市用水になるとき、その土地が、農地から工業地になつたから、その場合には農業関係の負担金をそれだけ払つてしまえばその水は自由に工業用水、上水道等に使えるかといふ点になりますと、先ほど申し上げましたように、国の補助なり、県の補助なりの考え方方が違いますから、水をほかへ充るという場合には、私は一回公団に、受益地が減ることによつて何かの農民が過重な負担を持つといふことは困りますから、少なくともほかに転換する場合には、その農地が農地として賦課金を払うべきものはこれは払つてもらうということで、ほかの農民に過重負担にならぬように考へる。その上にその水を工業用水なり上水道に使ふ場合には、これはやはり公団が中に入りまして、従来の農業用水を使つたと同じ値段で、賦課金でそういう水を供給するということは私はこれにおかいのじやないかと思ひますので、その水につきましては、工業用水であれば工業用水として一トン幾らといふような形で充るということになりませんけれども、何か委員会でそういふふうが行つているわけです。そうすると、それが直ちに上水道に変わることとは、農業用水が変わると考へられましたけれども、何か委員会でそういふふうになれば、土地の転換をするとするならば、これは何か使用目的が変わるように公団を中心に入れて、農業用水ながら農業用水の水をそのままの負担金でほかに使つてしまふということはおかしいから、その調整は公団を中心に入

れてやろうといふうに考えておりま

す。

○北村暢君

私のお伺いしているのは、農業用水として使う場合に、その負担に、農業の生産を行なう場合に負担にましまして、水を辞退するといふ、そういうこととかと、こう思つておつた

ら、そらじやなじで、せつかく農用地として開発して水が行くようになつた。そ

の農用地として開発したところが工業地帯になつてしまつた。あるいは住宅地帯になつてしまつた。こういうことになつてしまつた。これらは、やはり当初の計画が誤りじやなかつたか。そういうところへ農業用水が行くよう施設をするわけでしょ

う。それが住宅地になつたり工業用地になつてしまつたりするといふと、これ

が何千町歩もあるといふことになつてしまつた。これは当初の計画が非常にず

かじやないかと思う。それで、先ほど乗

車で、おつしやいましたよな場

合に、農業用水として国、県が相当金

をつぎ込んで安く作ったものを、工業

用水なり上水道にそのまま農民と同じ

負担金、同じ程度の賦課金を払うこと

によつて自由に使えるのだといふこと

にはなりませんよなに、これは公団を

入れまして、先ほど申し上げました

よに、アロケートの操作をします

か、工業用水として一トン幾らとい

うよなことにしまして、公団に入れる

よに、農業用水としてせつかく作つたも

のが自由にほかの方にいつ、ほかの

用途で使われて、ほかの用途の方が不

満して、先生がおつしやいましたよ

うなことはいたしませんでした。それから

県が国の補助をもらいまして七カ所、県

単で三カ所、加えまして十カ所、これは

展示圃的なものを、一ヵ所一町歩でご

ざいますが、十軒くらいの農家でやつて

みるといふことで、実験農場といいます

か、展示圃を十カ所作つてやつており

ます。これは昨年はかなり、今数量的

にちよつと覚えておりませんが、かな

りの成績を上げまして、近所の人に目

で見せるといふことで効果を上

げたといふことを聞いております。今

その中で同じ作物を植えていくとい

うものですから、それがあらためてそ

ういう転換をした場合に、農業用水で

なしに上水道なりあるいは工業用水と

して計算をし直す。従つて、愛知用水

にそれだけ何といいますか、収入とし

てよい入つてくるようになる。これ

ならばこの不当にやつたということに

はならないだらうと思つのですが、そ

こら辺のこところを実はお伺いしたわけ

なんです。

○政府委員(伊東正義君)

先ほど申し

上げましたように、三万三千が三万に

なりましたので、これから先生のおつ

しゃるようなことは絶無とは申し上げ

かねますが、なるべく私の方の指導と

しましては、そら大きな変更がないよ

うに指導はするつもりであります。た

だ、先生のおつしやいましたよな場

合に、農業用水として国、県が相当金

をつぎ込んで安く作ったものを、工業

用水なり上水道にそのまま農民と同じ

負担金、同じ程度の賦課金を払うこと

によつて自由に使えるのだといふこと

にはなりませんよなに、これは公団を

入れまして、先ほど申し上げました

よに、アロケートの操作をします

か、工業用水として一トン幾らとい

うよなことにしまして、公団に入れる

よに、農業用水としてせつかく作つたも

のが自由にほかの方にいつ、ほかの

用途で使われて、ほかの用途の方が不

満して、先生がおつしやいましたよ

うなことはいたしませんでした。それから

県が国の補助をもらいまして七カ所、県

単で三カ所、加えまして十カ所、これは

展示圃的なものを、一ヵ所一町歩でご

ざいますが、十軒くらいの農家でやつて

みるといふことで、実験農場といいます

か、展示圃を十カ所作つてやつており

ます。これは昨年はかなり、今数量的

にちよつと覚えておりませんが、かな

りの成績を上げまして、近所の人に目

で見せるといふことで効果を上

げたといふことを聞いております。今

その中で同じ作物を植えていくとい

うものですから、それがあらためてそ

ういう転換をした場合に、農業用水で

なしに上水道なりあるいは工業用水と

して計算をし直す。従つて、愛知用水

にそれだけ何といいますか、収入とし

てよい入つてくるようになる。これ

ならばこの不当にやつたということに

はならないだらうと思つのですが、そ

こら辺のこところを実はお伺いしたわけ

なんです。

○政府委員(伊東正義君)

先ほど申し

上げましたように、三万三千が三万に

なりましたので、これから先生のおつ

しゃるようなことは絶無とは申し上げ

かねますが、なるべく私の方の指導と

しましては、そら大きな変更がないよ

うに指導はするつもりであります。た

だ、先生のおつしやいましたよな場

合に、農業用水として国、県が相当金

をつぎ込んで安く作ったものを、工業

用水なり上水道にそのまま農民と同じ

負担金、同じ程度の賦課金を払うこと

によつて自由に使えるのだといふこと

にはなりませんよなに、これは公団を

入れまして、先ほど申し上げました

よに、アロケートの操作をします

か、工業用水として一トン幾らとい

うよなことにしまして、公団に入れる

よに、農業用水としてせつかく作つたも

のが自由にほかの方にいつ、ほかの

用途で使われて、ほかの用途の方が不

満して、先生がおつしやいましたよ

うなことはいたしませんでした。それから

県が国の補助をもらいまして七カ所、県

単で三カ所、加えまして十カ所、これは

展示圃的なものを、一ヵ所一町歩でご

ざいますが、十軒くらいの農家でやつて

みるといふことで、実験農場といいます

か、展示圃を十カ所作つてやつており

ます。これは昨年はかなり、今数量的

にちよつと覚えておりませんが、かな

りの成績を上げまして、近所の人に目

で見せるといふことで効果を上

げたといふことを聞いております。今

その中で同じ作物を植えていくとい

うものですから、それがあらためてそ

ういう転換をした場合に、農業用水で

なしに上水道なりあるいは工業用水と

して計算をし直す。従つて、愛知用水

にそれだけ何といいますか、収入とし

てよい入つてくるようになる。これ

ならばこの不当にやつたということに

はならないだらうと思つのですが、そ

こら辺のこところを実はお伺いしたわけ

なんです。

○北村暢君

それでは次にお伺いいた

しますが、この畑灌の場合、これは非

常な夢を持つて実験農場等も設けて、

その後の當農の形としましては、今申し上げ

ました國の試験場、それから県の試験

場もござりますので、それと普及員を

ここに、全国に比較しましても濃密指

導といいますか、普及員を増置いたし

てよい入つくるようになる。これ

は、実は辞退者が出るといふのは、農

業用水として使う場合に、その負担

段になるわけあります。それで今先

生の御質問のように、農業用水が工業

用水になり、都市用水になるとき、

その土地が、農地から工業地になつた

から、その場合には農業関係の負担金

をそれだけ払つてしまえばその水は自

由に工業用水、上水道等に使えるかと

いう点になりますと、先ほど申し上げ

ましたように、国の補助なり、県の補

助なりの考え方方が違いますから、水を

ほかへ充るといふ場合には、私は一回

公団に、受益地が減ることによつてほ

かの農民が過重な負担を持つといふこと

とは困りますから、少なくともほかに

転換する場合には、その農地が農地と

して賦課金を払うべきものはこれは

払つてもらうといふことで、ほかの農

民に過重負担にならぬように考へる。

その上にその水を工業用水なり上水道

に使ふ場合には、これはやはり公団が

中に入りまして、従来の農業用水を使

つたと同じ値段で、賦課金でそ

うして賦課金を払うべきものはこれ

は払つてもらうといふことになります

が、これは公団を中心に入れて、農業

用水なら工業用水としての持ち分

をもつと持つてもらうといふ形になる

よに、公団を中心に入れて、農業用水な

りの水を使うといふことになれば、不當な

利益を得るじやないかといふ感じがす

るなれば、土地の転換をするとす

るなれば、これは何か使用目的が変わ

るなれば、これが結局農地開発と

して開発して水が行くようになつた。そ

れは、実は辞退者が出るといふのは、農

業用水として使う場合に、その負担

段になるわけあります。それで今先

生の御質問のように、農業用水が工業

用水になり、都市用水になるとき、

その土地が、農地から工業地になつた

から、その場合には農業関係の負担金

をそれだけ払つてしまえばその水は自

由に工業用水、上水道等に使えるかと

いう点になりますと、先ほど申し上げ

ましたように、国の補助なり、県の補

助なりの考え方方が違いますから、水を

ほかへ充るといふ場合には、私は一回

公団に、受益地が減ることによつてほ

かの農民が過重な負担を持つといふこと

とは困りますから、少なくともほかに

転換する場合には、その農地が農地と

して賦課金を払うべきものはこれは

払つてもらうといふことになります

が、これは公団を中心に入れて、農業

用水なら工業用水としての持ち分

をもつと持つてもらうといふ形になる

よに、公団を中心に入れて、農業用水な

りの水を使うといふことになれば、不當な

利益を得るじやないかといふ感じがす

るなれば、土地の転換をするとす

るなれば、これは何か使用目的が変わ

るなれば、これが結局農地開発と

して開発して水が行くようになつた。そ

れは、実は辞退者が出るといふのは、農

業用水として使う場合に、その負担

段になるわけあります。それで今先

生の御質問のように、農業用水が工業

用水になり、都市用水になるとき、

その土地が、農地から工業地になつた

から、その場合には農業関係の負担金

をそれだけ払つてしまえばその水は自

由に工業用水、上水道等に使えるかと

いう点になりますと、先ほど申し上げ

ましたように、国の補助なり、県の補

助なりの考え方方が違いますから、水を

ほかへ充るといふ場合には、私は一回

公団に、受益地が減ることによつてほ

かの農民が過重な負担を持つといふ

よつたな、この程度の実質的な統制とい
いますか、調整といいますか、そういう
ものが当然行なわれませんと、灌漑
の効果が上がりませんので、今後はそ
ういう形のものになりますれば、ある
いはまた一部の共同經營というような
形も出てくるのじやなかろうかといら
ふうに考えておりますが、今のところ
こういう形のものでいいのだといふと
ころまできめて指導はいたしております
せん。しかし、今申し上げましたよう
な灌漑の効果としまして、農地の集中
化とか、作物を单一にしていくといふ
ことは当然起るだらうといふふうに
考へております。

○北村暢君 次にお伺いしたいのは、
まだこれは水が行かないのですから、
受益者の負担の徵収というようなこと
は起こつていいのじやないかと思ひ
のですが、起こつていいのですか、
これは。

○政府委員(伊東正義君) まだ現実に
は起こつておりません。

○北村暢君 それじや次にお伺いした
しますが、世銀借款の今後の見通しは
どのようになつておりますか。といふ
のは、愛知用水の経験で、世銀側から
する愛知用水の見方、今後のこういう
この種の事業に対する融資という問題
についてどのような評価があつたので
しょうか。といふのは、この世銀借款
は外國機械の輸入量といふものとだい
ぶ關係を持って、一定の機械の輸入に
付随して世銀の借款を認める、こうい
うようなことになつておつたのじやな
いかと思うのですが、そういうような
ものはどのようになるのか、お伺いし
たい。

○政府委員(伊東正義君) 私からお答えしますが、足りぬところは公団の方からまたお答えをさせていただきます。世銀借款は当初七百万ドルということことでスタートいたしましたが、その後そらくたくさん手らぬということで、現在の姿は、機械が二百五十六万ドル、技術援助、エリックフローラーの関係でござりますが百五十四万ドル、畠瀬の関係の指導で四万ドル、利息が七十六万ドルで四百九十万ドル、十七億六千四百万程度になっております。残つておりますのは約十二万ドルくらいでございまして、現在たしか九人くらいのエリックフローラーの技術者が残つております。これは今年の十二月で全部切れます。でありますので、当初よりはだいぶ借款が減つておるわけでございます。この種の事業に、今後の問題としてやはりこういう技術援助を受けるかどうかの問題でございますが、これは豊川水利事業を引き続いで行なうことを目的とする今、御審議の法律がもして通りますればやるわけでございますが、現在のところでは、今後またこういう借款をしなければ、あるいは機械の面、技術の面でどうしても困るということは、私はないだらう。機械が国産が相当進んでおりますし、技術の点でも、現在の公団で十分いろいろな外国の技術を得てきましたので、今後農業関係の開発事業として特別技術的な問題、あるいは機械の問題で借款をしなくてもいいのじやなかろうかといふように現在は考えております。

うのは、これはやはり使うという、どのくらいの稼働日数で使用不能になるのか、廃棄になるのか。使用した機械が今後の使用にたえ得るのか、どんなような状況になつておるのか、これをちょっと知らせていただきたい。

○説明員(大山一生君) 便宜私から述べさせていただきます。先ほど局長が申し上げましたように、機械を購入した内容といたしましては、外国産機械と、国内産機械と両方あるわけでござります。機械といたしましては、十三億の購入をいたしたわけでございますが、これが償却されましてわれわれが現在の工程表に基づいて稼働いたしております結果といたしまして、三億程度の残存価額が残る、こういうふうに考えております。

それから機械の種類として申し上げますと、外國製の機械といたしましては、パワー・ショベル、これが三台でござります。それからダンプ・ホーラーが十六台、ブルドーザー、これは二十トンでござりますが、これが十五台、モーター・スクレバーが七台、キャリオール・スクレバーが三台、タイヤ・ローラーが一台、グラウト三台、こういうふうな内容になります。それからついでに国内産で購入しておりますのを申し上げますと、パワー・スクレバーが二台、これは小さいやつであります。それがダングル・トラックが四台、ブルドーザー、モーター・スクレバー、これが各一台、それからフォーム、こういう内容になつております。

○北村暢君 そうしますと、この機械は、償却しまして三億くらいが残っておるということになると、今後はかりに豊川に引き継がれてやるということになると、大部分償却した機械を使って工事をやる、こういうことになると、ですか。また豊川の仕事をやるために相当新しい機械を入れてやらなければならぬ。そこら辺の関係はどうなります。

○説明員(大山一生君) 現在の残存額約三億と申し上げましたが、これにたとえば豊川で使います場合には定期整備をいたします。そうしまして大体元のような格好にいたしましてそれを使用する。こういう格好になって参ります。豊川が今度公団でやりますことになりました場合に、今度豊川でやるのを何年計画でやるかというような問題と関連させまして、機械の使用計画を作っております。その機械の使用計画の結果さらに必要であるとなりました場合には、それを業者持ちにするとか、あるいは公団で買うちかといふような問題はあるいは出て参るかもしませんが、かりに公団が貸与するということになりますても、外国産の機械をさらに購入するということは必要ないのじゃなかろうかといふうに考えております。しかし、何分にも技術的な分野になりますので、技術者の意見をよく聞いてみないとわからないと思います。

○北村暢君 それでは次にお伺いをいたしたいのは、豊川の事業を引き継ぐということになるわけでございますが、これは当初愛知用水といふのは、愛知用水で一応の仕事は終わるといふ考え方であつたろうと思いますが、そ

これが豊川の事業を引き継ぐといふことに至つたのは、まあどちらかといふれば何からやはり相当大型機械を使つてやるんですから、こういう大型機械に適当な工事というものはそぞざらにはないわけですね。従つて、これはやはり愛知用水が終わることには相当候補地といふものが計画的に探されてなければならなかつたのじゃないかと、このように思うのです。ところが、豊川の事業もわざか始めてからこれは二、三年しかたつてないよう思はりますけれども、どうしてこの国営事業といふものを一応やめて愛知用水に引き継がなければならなかつたのか。現在すでに法案として出てきている水資源公団に愛知用水は将来合併をするということは、ほとんどまあわかつておるわけなんですが、そういうような点で考慮して計画がなされなかつたものじゃないか、こういうふうに思はんです。従つてお伺いしたいのは、国営事業としてやはり始めてわざか二、三年やつて、残事業三分の二ぐらい残つているのを愛知用水が引き継ぐ。これはいかにも何か無計画なよつた感じがするんですがね。この点はやはり引き継ぐところになれば、これは相当やはり規模が違うんですから混乱もあるんじゃないかと思うのです。そういう点で、どうしてそういうきさつになつたのか。この点ちょっと説明をしていただきたいと思うのです。

いますか、今後農業用水として相当加工する必要があります地域で、なおかつ工業用水なり都市用水なりもまた非常に要望される地域というようなところにつきましては、これは水の開発なり管理なりにつきまして一貫してやる必要があるんじやなかろうかというようなことから、実は水資源の開発の問題としまして全国的な公団を考えまして、そのときには木曾川の水系、これは実は今私の方でいろいろ調査をしております濃尾第二というのが木曾川にございますが、その事業、あるいは豊川事業、あるいは利根川につきまして今後上水道あるいは公共用水と競合します見沿台の問題、あるいは印旛沼の問題、それからこれは特殊な問題でございますが、八郎潟の建設が終わりましたあとで、あの地域の建設計画をやりますのは、これは相当今までの国とか県とかの計画ではむずかしいのじやなかろうか。公団といふのでやるのがいいんじやなかろうかという考え方で八郎潟。それから後進地域の総合開発という意味を含めまして西津軽の、土地の干拓、開発等を含めました西津軽の開拓といふようなところを仕事の対象といたしまして、全国的な公団を作つて農業用水の開発を完了しようといふことを考えたわけでございます。たまたま愛知用水の事業は三十五年でほぼ完了いたしましたので、ここで経験を作つたわけであります。ところが、たまたま御承知のように建設、厚機械等も活用いたしますれば一挙両得ではなかろうかというような考え方で開発なり管理の問題につきまして公団

という案が出来まして、いろいろその間で話し合い調整等が行なわれたのでござりますが、三十六年度の予算を作ります際にはまだその話し合いがつきませんで、農林省の要求の中ではさしあたりすぐによく愛知用水の人に行つてやりますよう仕事として考えられるところは豊川じゃないか。また、これがたとえば利根川の方にでもなりますれば全く國的な公団との関係も出て参りますが、豊川でございますすればほとんど愛知県でございますし、愛知用水法の一部改正ということを、ちょうど仕事の内容から言いましてあすこも三十トン断面の実は水路を作るわけでござります。そして、知多半島の先まで、あるいは蒲郡の方まで水路を持つしていくこと、ちょうど愛知用水が金山から幹線水路百二十キロを引いておりますのと、今後残つております水路の断面延長等もほぼ同じなんでござります。ちょうど似た仕事を適当でござりますので、まずここに愛知用水の工事で手の浮いてくる人々を取容しまして、その上で公団という形で豊川を開発していくたらどうだろ。今申し上げましたように、十数年実はやっていけるのでございますが、なかなかこれはまあ全般的な予算の関係もござりますが、特に飛び抜けて国営の中でも大きい事業でございますので、進度がはかなか早いといふことで豊川を実は入れただけでございます。私どもとしましては、国営事業というものを全部公団でやつしていくといふ考え方ではございませんで、今申し述べましたように、今

きますれば、これはやはり特定な水系をやつしていくだろうと思います。利根川でありますとか、木曽とか、淀とか、筑後川といふ限定期された水系で工事をやるんじゃなかろうかというふうに予想されますが、そこの際の多目的な事業については公団でやる。それ以外は、これは從来通り、特定土地改良特別会計で國営の土地改良をやっていくというような考え方でおるわけとなります。

ないかという問題も出てくるわけですが、あります。愛知用水と同じように従来の国営事業でやっていたものと非常な条件が変わるのはですかから、受益者の方の負担といふようなものについても要わってくるのじやないか、まあこのところに思いますので、実際に受益地区の地元民なり何なりといふものにやはり相当納得がいってないというと、事業そのものは非常にスピーディになりますけれども、愛知用水等の実施の経過から見ても、用地の補償の問題なり何なりで非常に手間をとつたといふことは、経験なんかもあるわけでありますから、こういう問題についてどのように形でスマーズに引き継がれるのか。この点について一つ資料で出していただきたい。

いつておりますが、第三号でいつておりますのは、そらした農業の生産の選択的拡大、それから生産性の向上ということをやる場合のない手としての農業經營の問題をいつておるわけで、その農業經營が近代化する必要があるといふことをここで及つてそらへるふりります。

うにいっておるわけであります。
○清澤俊英君 だから二条の場合を考
えます場合にも、生産性を向上してい

いのですから、私の方での考え方を
そういうふうに申し上げて、そういうこと
でよろしいというならば、先生の御意見と
一緒にやないかと、こう思いました。
〔名質問と名答弁だ」と呼ぶ者
あり)

える物もある、あるいはこのままの価格では拡大していかない品物もある。あるいは同じ生産性を上げるといふことよりも、コストを下げる外国品と競争するといふような場面が出てくる。いろいろなそこに場面が出てくると思う。それらを調整して、それに応する選択的拡大を近代的な農業整備をもつてこれに追いつく、だから終生生産を上げるということじゃない、こう

要のうち輸入に依存する割合が高いか、または農業総産出額に占める割合が低くしかも国際的に割高な農産物についても、増産よりもコストの低下を図る(たとえば小麦、大豆となたね)。」こういふような物にはやはり生産を縮小していくかなければならぬという考え方方が盛られておる。しかし、選択的拡大ということ自身が、否定的にそらくなつて、ただ、むやみやたらに生産を

○清澤俊英君　どうもわからなーい。
ややこしい文字がちょいちょい使つてあるので、全くわれわれのような頭の悪い者が解釈していくのにはとまどちやう。選択的拡大、農業生産性の向上、これで済むのだと思うのです。それをわざわざ「農業総生産の増大を図るため、前条第一項の長期見通しを参考して、農業生産の基盤」こういう文字を使っておられる。それからまた、

くといふ近代化を行なつていくについでも、結局すれば、生産拡大には生産の調整が要るでしょ。選択拡大ですから地域的の調整も見なければならん。農業内調整もあれば、いろいろ五項目か六項目の調整項目があるでしょ。そういう調整を意味して合理化等

を考えて、その上でいわゆる生産性の手段の近代化をうたつてあるのじやないかと、こう私は言うておる、そうお聞きしておるのであります。あまりめんどうなことを言わないで、ちつとは勉強しておるつもりですから、もつと簡単に言つていただいた方がわかりがいいで

○政府委員(大沢融君) 第二条一項一
号の「生産の合理化」というのは、農業生産の選択的拡大の一つの内容として
例示がしてあるわけでござります。そういう意味で選択的拡大をはかる農業の
手は、しかばどりいうもののない手は、しかばどりいうもの
かといふことの觀点から、第三号は
「農業經營の近代化」と、こういふふうに考え方を書いておるわけでございま
す。

○清澤俊英君 それじゃ私の言うことと
どこか別のことながりますか。

○政府委員(大沢融君) 先生の言われ
た意味が必ずしも私はよくつきりとし
ません。

いろいろふうに申し上げて、そういうことを繰り返したってしようがありませんから、これでやめますが、そこでお伺いしたいのは、第九条だからと思いますが、九条について今の問題がちよつと引つかかってくるんじゃないかなと思います。第九条に参りますと、「国は、農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上及び農業総生産の増大を図るために、前条第一項の」云々と、こうなっているのですが、総生産というものと選択的拡大と合理化と近代的な生産性の向上ということは、施設による生産性の向上ということは一致しないものじゃないかと、こう思っている。それがここにも「農業総生産の増大を図るため、云々と、こうある。これはいろいろ答申等を調べてみますと、そういうふうには書いてないようになりますので、一応御質問しておきたいと思う。これ、どうその点と一致しているのか、選択的拡大。私は、だから、選択的拡大をやっていくためには、農業生産の合理化というものが考えられる。合理化の上に立って近代的な生産手段をやっていくんだ、こういうふうに解しているので、そうしますと、ここに出ました九条の「選択的拡大」「農業の生産性の向上」、これはわかつてあります。「農業総生産の増大を図るために」ということは、選択的拡大とどちらなる。選択的拡大ということは、あなたの御説明の通り、減る物もあればふります。「名質問と名答弁だ」と呼ぶ者あり)

価格では拡大していかない品物もある。あるいはこのままの状況では競争するといつもやうな場面が出てくる。あるいは同じ生産性を上げることよりも、コストを下げて外国品との競争するといつもやうな場面が出てくる。いろいろなそこに場面が出てくると思う。それらを調整して、それに対する適応する選択的拡大を近代的な農業整備をもってこれに追いつく、だから総生産を上げるということじゃない、こうわれわれも解釈しておるし、また、答申等におきましても、そういう解釈は出てるのであります。それから農業基本法で一番骨を折つたと思われるものを書いていましたね。それを見ましても、こういうことを言っているのです。農業生産を拡大しようとすることである。従つて、それは総花的増産や、自給度の向上とは異なる観念であります。従いまして、総生産といふことの否定である。それから基本法の中の答申といいますか、何ですか、あの中にも、私の持つているやつでは、やはりその点を、まあちょっと触れているようになりますが、二十三ページには――これは前の方に一つあるのですが、「国民经济における役割と調和させつつ実現するためには、生産性の向上が重要であることはいうまでもない。食糧その他の農産物の単なる増産から、ただ単なる生産の増大ということではなくとも今日では、対策の基本的方向たりえないですね」、こういふように書いてある。だから、たゞ單なる生産の増大ということではなくとも今日では、それは考えておらない。それからその次の場面に出て参りますのは、「国内需

要のうち輸入に依存する割合が高いか、または農業総産出額に占める割合が低くしかも国際的に割高な農産物について、増産よりもコストの低下を図る(たとえば小麦、大豆となたね)。こういうような物にはやはり生産を縮小していくかなければならぬという考え方方が盛られておる。しかし、選択的拡大ということ自身が、否定的にそらなつて、ただ、むやみやたらに生産を上げていくということじやないのであります。さらに、ここに九条に、「選択的拡大」とはつきり書いて、「農業の生産性の向上及び農業総生産の増大を図るため」と、ころある。わしにはわかるね。

○澤俊英君 ややこしい文字がちよいちょい使ってあるので、全くわれわれのよくな頭の悪い方が解釈していくのにはとまどっちゃう。選択的拡大、農業生産性の向上、これで済むのだと思うのです。それをわざわざ「農業総生産の増大を図るため、前条第一項の長期見通しを参考して、農業生産の基盤」、こういう文字を使つておられる。それからまた、あなたのくれられた「需給調整見通し」の中にもやはり「総生産の拡大」、いう文字が使つてある。あなたの今おつしやつたことは、どうもわざわざめんどうなことを書いてそろしてなぜせられるが、書いて、どうもまぎらわしいものが多いと思うのですが、これはあなたがしたわけじゃないけれども、そらいうことが非常に多いのですよ。だから、これは絶対的な増産ではなくして、選択的拡大をやつた。その上に立つて増産をしていく、こういうことになるのですが、そう解釈しているのですか。

うなことになつてゐるわけですが、そういうことが選択的拡大によつて総生産も増大するのだということを意味する、こう思います。

○亀田治君 ちよつと関連して、今
の倍増計画のその数字をおっしゃつた
わけですが、その点の考え方は、大体
農林省も一緒ですか。

産見通し、これが一応あるわけですが
れども、農林省は基本法が通りました
暁、第八条によつて需要生産の見通し
をやるわけであります。私申し上げた

いかという意味で、たとえばあるものは中で減るんだけれども、あるものはふえる、全体としては五割増しになるといふような一つの例として申し上げ

たので、倍増計画が即今後私どもが農林省の見通しをやる場合、あのものになるということではございません。
○亀田得治君 もちろん、農林省としては本法ができると後で折衝し、立場で見

通しを立てるわけですが、倍増計画のあの数字も、やはり農業関係の専門家の諸君が検討した結果出したわけですから、私は何もその一分一厘間違いな

いるわけじゃないのでして、大体あの生産の見通しといふのは、是認されでいいのかどうかといふ大まかな気持で聞いていいのですがね。

○政府委員(大沢融君) あのままの数字を是認するしないは別といたしまして、今後見通しを立てる場合に有力な参考ということにはなるかと思いま

○清澤俊英君 ちょうど今まで見通しの問題に入りましたから、見通しにつ

いてちょっとこの際疑問の点をお伺いしていきますが、これから選択拡大を中心とした需給の見通し、それから生産構造の見通しというようなものをやります際に、この基本問題調査会の問題と基本対策といふものにも、あるいは企画庁の農業近代化小委員会の問題点の指摘にも出ておらない最近傾向が出てきたと思うんですが、その点についてどうお考えになるか。ということは、農業内部の格差、農業内部のいろいろな食い違いというのでなくして、最近農業の經營の中に完全なる資本体系の企業体系が入ってきているのです。こういうものがほつはれわれの目へ入ってきておる。新聞で始終見ます。こういう見通しと、これの将来の発展と見通しは、まあ今言われるのは養豚の工業化であるとか、もう豚を飼うなどは農業ではないんだ、あれは工業なんだ。鶏なども工業なんだ。しかも飼料から独占的な建前をとつて、生産業者が陸に上がってそして大資本を通して養鶏を始める、飼料と結んでですよ。あるいは養豚がどう形でもって大資本と結んでどんどんと入ってくる、工業化される、こういう場合に非常に今養鶏熱というよんなものは相当の一千羽養鶏とか、三千羽養鶏とか、一万多羽養鶏とかいうことで農村の中に急激に進展をしていくとき、こううものがどんどんと出てきた場合に将来どうなるのであるか。ういうものはまあおそらくこの農業問題の基本問題を検討しておられたときは、まだそう大きく問題化されなかつたと思うんですが、だからそれに対しては触れている人はない。それと、そういう形が出てくると同時に、これは

早晩農産物の加工、水産物の加工等がそういった形でまあ出でてきます。おそらくは相当の力で出てくると思います。そうした場合にこの間も大臣が答弁しておられたが、これから農村には農民をして、あるいは農協をして加工工場を作るんだ。こういうようなことを言っておられた。この詳しいことにについてはまあ北村君がいろいろ資料をもって調べておられますから、あまり詳しいことは私は申しませんが、私の感覚からしたらね、こういうものが出て参りました今日においては、そういう考え方について一つ徹底的にメスを入れて考えて見る必要があるのじやないか。これはいすれ価格問題に触れた流通の際にも、私は流通機構に対して一応考えてみたいと思うんですが、流通機構におきましても、価格問題を中心にした流通機構即流通構造かもしれないが、最近はそういう形をとらな中で、市場構造の問題、流通構造の問題、これは市場構造即流通構造かもしれないが、最近はそういう形になれば。だんだんと加工業を中心とした系列化が進んでいる。もう市場の役は要りませんよ、系列化ということになれば。大資本が自分の資本を中心にして、仲買いから末端、小売そういうものを系列化していくというようなものが出てきて参りましたとき、はたして小さい工場を作つてみたり、小さい工場を作つてみたり、ソーセージや、ハムを作つてみたところが、これらはもうとろい販売機構において太刀打ちできる道具じゃない。この間も東君が繪理大臣に質問しました。農民に一つビルを作らせたらどうだらう、こう言います

と、私は酒屋なんだからビールのこと
はよくわかつています。それは危険だ
からやめなさい。五十億や百億の金
じゃできなんんだからそれは一つやめ
たらよからう、なかなかビール一つ
作ってそれを売るということになつた
らもう大へんなものなんだからおやめ
なさい。こう言つておられる。これは
ビールなんといふものが徹底的に一
の系列販売になつて猛烈な戦いをして
いる。酒で長い伝統を持ち、名高い宝
簡單に工場分散の農民加工工場を作る
味醤などが系列化された販売機関を
持つておつても、ビールを始めてなか
なかうまくいかない。これだけの中へ
をやれ。豚を飼え、こういつてみまし
とか、あるいはそういう情勢を少しも
考えないで、さあ鶏をやれ、これは畜
産の四倍か、三倍だからそういうもの
をやれ。簡単に工場分散の農民加工工場を作る
とも、この見通しによりましては、ま
た再び大きな農民に犠牲を払わせるの
じゃないかと思われる。こういうこと
についてどうお考そになつてあるか。
最近の傾向について。

○政府委員(大沢謙君) 一つは、身通
しを誤まらないようにしなければなら
ないということだと思いますけれども、
大資本の進出と申しますが、資本
が農村へ進出する問題につきまして
は、これはまあしばしばお話が出て、
今のお話のように、総理のお話もござ
いましたし、あるいはまた農林大臣の
お話をもあつたのでござりますけれども、
も、結局資本が出て来て農村に落ちる
べき利益をそれがさらつてしまふとい
ふことが一番問題になるわけでござい
ますから、基本法の十二条にもござい
ますように、協同組合が出資をすると
かその他の方法によつて参加をすると

いろいろな考え方を出してあります
が、結局この問題はたとえば原料を買
いたたかれないようになりますといふよ
うな、いわば協同組合側、農村側でそ
うるものに対抗するような力をつけて
いくということが一番大切なことに
なってくると思うのですますが、そ
うした方向でいろいろ対処をして、さら
にまあ事態の発展によつては、何らか
の新しい措置も検討してからなけれ
ばならないということではないかとい
うふうに思います。しばしばお話を出
て大臣等からお答えがあつた問題であ
りますが、そういうふうに考えます。
○清澤俊英君 いや、ね、この法案の
中にあるでしょう、農産加工の推進
といふようなことはね、何条にもちや
んと。これは中間マージンが高過ぎる
とか、取られ過ぎるとか、あるいは自
分のものを加工してなるべく多くの利
益が手元に残ると、こういう考え方は
もう一般的な通俗的な考え方です。し
かしながら、それはもう過去幾度も繰
り返されて、今日のごとく大きな商業
的な資本あるいは、もう独占的な資本
までが乗り出してきておらない時期に
おいてもなかなかその商売の筋といら
のですか、販売網といふのですか、い
ろいろそういうものに農民がやること
には欠けるところがあるて、そして
方々で失敗しているのだ。まあ私は、
新潟県などでも幾つでも失敗してきて
おる。きよらちよつと新聞見ますと、
新潟田にありますところのカン詰工場
で、これは山形県下の、山形のN食品
が新潟市付近の果樹園地帯を目標と
してサクランボのカン詰をやる。これ
はおそらくは山形のサクランボで、も
う相当の販売網を持ち、そしていろい

る。だからこれは成功するだろう。ところが、新しい工場かと思つて見ましたら、これを農民がやつて失敗している。これを買つてやつている。細ノ内牛乳を中心とした工場がやはりそだ。きよは植垣さんがおられませんからいいよなもんですが、何としましても、これは乳製品なんかやりましても、森永や明治とタイアップしませんければ、とうていやつていかれない。乳がちょっと余つたときにはどうにもできない。このときには何ともしようがない。こういうようなことでしまいには明治や森永と手を握らなければならぬ。あるいは名古屋精糖を中心とする協同乳業があるのは雪印か、こういったような三大ミルクを中心とした、もう独占がはつきりと成立しているのです。そういう中でいたずらに、いたずらと私は言いたいのだ。戒めてこれを、まあそういうことをやつてもなかなか今めんどうだからといって、戒めてやるか、それに対応した形をもつとらせる建前を考えにくか、そしてそこへ誘導していくためには、相当の財政投資でもやつて補助育成をしてこれに対応していくものを作つていくか何か考えなければならぬいと思うのだ。こういう点に対してごく簡単に、この間うちから……、だから農林大臣いなければ回答できない。

いは農村に順応して農協等をしてそぞら加工として一つの工業分散の方法であると考えておられるようである。私はこれらはもうよほど十分な企画のもとに検討をしていただきながらたならば、重大問題をこれからまた先起させることと思うのです。特にまあ農協のもう向こう側には大幹部諸君がずっと並んでおられるが、いわゆるこの間の農協の整備問題が出たとき、大体当たつてみると、工場經營の失敗のあとが多いのです。成功したもののはごくわずかであります。成功の率よりも失敗の率の方が多く、そしてこげつき資産を出しておる。こういう点に対して私は率直に研究が足らぬなら足らぬ、率直にやはりそれは話してもらわなければならぬ。ああでもないこうでもないといって弁明だけが中心でやられたら、こんなに一生懸命出してわれわれは研究してきて話をする必要はないのだ。あなたの弁解を聞いているのではないのだから、よりよくしたいと思つて聞いているのだから。

販賣等で共同出資をして大きなカン会話を工場を作るというふうな話があるようありますけれども、そうした大きな形で資本参加もし、あるいは役員も送り込む、あるいは原料供給の面で長期的に結びつくというような形で従来の共同組合でやつた農産物加工といふような失敗の歴史を繰り返すことなく、そういうことをやつた利益は農村にも確保できるようにならう新しい方向でいろいろ物事を考えなければならぬい、こういうふうに思います。

○清澤俊英君 これは農林大臣にもちょっとお聞きしますから、これはやめます。

その次に農業近代化というて、近代化、近代化といわれるが、近代化といふ言葉を私どもはおもてから取る場合には機械をいろいろ使つたり、あるいは農業整備を、技術整備をやつて生産の向上を考えてみたり、あるいは農業基盤の整備等を徹底的にやつて生産基盤を固めていつたり、こういうようなことを意識的に行なつていく、こういうふうにとられておりますが、それ自体はほんとうの目的はどこにあるだろうか、こうますお伺いしたいのです。

その目的はどこにあるだらうか、近代化するといふ目的はどこにあるだらうか、機械を使うことだけじゃないのだ私はそら思う。近代的な學術、技術等をただ取り入れるだけのことじやないんだ。そこには近代化の目的といふものが明確に私は表われなければならない、こう考えるのであります、その目的は何か、近代化の目的は。

○政府委員(大沢融君) 第二条の第三号にござります農業經營の近代化、それが明確に私は表われなければならない、

○清澤俊英君 そうでございます。
○政府委員(大沢融君) そういうことだと思いますが、今後選択的拡大の方
向で生産性も伸ばし、さらに総生産も
拡大をしていく。そういう方向で農業
が動く場合にその農業をしながら經營が
今までのようだに、たとえば規模が小さ
いあるいは農地も分散して極端な場合
には非常にたくさんの方に分散して散
在している。あるいはまた農村に滞留
している過剰労力が非常な過当な形で
労働力がつき込まれている。あるいは
また機械化も十分でないというような
経営であつてはならないわけで、そろ
いろよろんな点を改めて近代化をして、
近代的な經營で新しい農業をになわせ
なければいけない。こういう意味で農
業經營は近代化をしなければいけない
ということを考えておるわけでござい
ます。

る、などというあらはかな労働状態をもやめて、正当な、労働者が楽しめる労働時間で事が運べるところの近代的な農民に、いわゆる農業従業者になり得る姿が私は近代化の主要点だと思いますが、あなたのおっしゃることさらにも変わりはないと思うのですが、どうなんですか、それで差しつかえないでしよう。

○政府委員(大沢融君) 経営も拡大し、あるいは機械化をする、家畜も導入するといふようなことをやり、一方土地につきましても、今の零細土地保有を直して農地の集団化といふようなことをやって、いわゆる構造、いわゆると申しますか、ここに書いてある構造改善をやるわけです。そういうふうにした場合の農業のない手は、おつしやるよう他産業の従事者と均衡のとれた生活ができるような所得も確保できるといふ農業経営にならうかと思ひます。

○清澤俊英君 ここでちょっと問題の、ここに出てきますことは、この法案の中心にした考え方である自立農家の育成といふ問題ではないかと思うのです。はたして自立農家を育成することによってそういう発展が次から次へとやっていけるかどうか、これは非常に私は問題だと思うのです。今おきましても、農業はまあ固定的な前時代的な生産体系をとっているのですから、それを近代化していくましても二町五反くらいの農業経営であっては、そこでまた頭がつかえていくのではないかと思う、この点はどうです。

○政府委員(大沢融君) 自立経営に
よつて生産性は上がらないじゃないか
という御質問かと思いますけれども、
私どもは自立経営も、この間もお話を
ございましたように、二町五反といふ
ような固定的には考えておりません
し、また他産業の発展の状況によつて
彈力的にどういう規模のものかという
ことでなければならぬと思ひます
が、それだけでなくさらにそうちしたも
のが個々の経営は独立であります
も、協業によりまして、たとえばこの
間でお話申し上げましたが、大きなトナ
ラクターを共同に買つて、それで耕耘
もするといふようなことで、生産性も
さらに高め、所得もさらに増大ができる
るということであらうと思ひます。

ではなく、農業を營むのではない。いろいろものと特約をやつたり、あるいは人を使つたりして一つの企業体系に入っているものも出てきておるのだから、そのとき二町五反やそこらで足踏みができるかできないか。もう一步進んでいくには、私はやはり日本の農業自体の特質としてそういう企業化ができないければやむを得ない、共同といふような方向を進めてもつと高度に進み得る道を開かせることが私はあたりまえじゃないかと思う。だからやはりこの答申の中にも、もうここまできた以上は、自由にいかした方がいいじゃなかといふ、土地問題あたりに対しても議論が出たと思いますが、今のよくな制約的な自作農などはやめてしまつて、もう自由にしたらいいじゃないかといふような議論も出たと書いてあります。これはほんとうの資本主義下における近代化ということになれば、資本主義構造に進んでいくことがあたります。これはほんとうの現状の農業としてこれは私は成立しないと思うし、一大混乱に入ると思う。従いまして、われわれといえどもそりうることは考えておりません。そうしていまますならば自作農を中心とする限られたある限度までいって、二町五反でもつてそんな耕耘機などを使いますか。頭打ちしてしまうのだ。こういふことができないその体系がはたしていいのか悪いのか。私はそういう形で、番矛盾を来たしておるのはこの二町五反の自営農家の育成だと思うのです。私は何もそれを悪いとは言つておりませんよ。今すぐそんなことをやれと

言つても、それはできるものではありませんから、それをまつこうから否定はしておりませんが、考え方としては、そこで足踏みすることが誤まりであつて、もう一步先の指導をしていかなければならぬのぢやないか、こう思つのですが、その点どうなんですか。

○政府委員(大沢融君) おっしゃるようには、二町五反といふことが、かりに自立經營の目標であります。そこで足踏みをするわけでは決してございません。それは基本法にもございますように、協業の形で大規模と同じようなやり方、生産性を上げる方法があるわけでございまして、そういうことで、さらに発展をさしていくということでありましょうし、さらに自立經營の規模といふものも、また農地法で考えておりまする自家労力、家族労力を根幹としてやり得る規模といふものも、技術の発展等によつてはもつと大きなものになりますようし、また他産業の発展に従つて他産業の従事者の生活が向上すれば、それに均衡のとれるような規模にさらに持つていかなければならぬという意味でも、自立經營の規模は、二町五反といふようなことじゃなくて、もっと大きなものとなるけれども、さういふ協業といふ形で発展ができるわけです。

○清澤俊英君 いすれそぞ言われるに違ひないと思いますけれども、この法案自身の雰囲気から見ますと、自作農を中心にしてゐるし、社会党案としているのです。政府案としては、自作農の自立農家の確立

は、共同経営を中心にして出していります。これらはまあ世間一般の批判としましても、自立経営というものが将来の農業の発展に対して一つの矛盾を来たしておるのだ、これが大きなミスだと、こう言つております。社会党の言う共同経営は、今すぐできないのだ、これもあり理想に走り過ぎてゐるのだ、ところが将来の正当なる発展の方向を示めしているのだ、こういう形でやることが正しいのだ、こういう筋を出していいのであるのであって、筋の出し方で違つてゐるのじゃないかと、こう私はお伺いしているのです。農林大臣にこの点をお伺いします。

て、その設例に出でてくる二町五反の農家が十人集まれば二十五町歩です。そういうふうな集まつた協同組合なりが、トラクターを共同に持つて、そろして耕耘については共同していく、またそれらの協同組合が生産物の加工工場を持つてやつていくことに対しても、相当大きな仕事ができていくのじゃなかろうか。これは現実にそういう姿が随所に見られております。それが全部どこもいけるとは思いませんけれども、すでにそういう姿が出ておられますし、またそういうふうな形をさらに一步進めて、田畠、あるいは機械、家畜等を法人の共有に移すといふことは、全部それにやれということの理想の希望によつて動いていつたらよからうといふふうに思うのです。私どもは、個々の農家が自立し得る形に家族経営でもつてやれるという形で進めていくべき、それに対して近代化する、あるいは高度の技術を使ひ農業に進めていく。その進めていく手段として、場合によれば、個々の農家が機械を持つてやる場合もありましょらし、あるいは繰り返しますが、先ほど申し上げておりますのと同様に、共同の加工工場をおりまするよう、商品価値を増大して売るといふこともできるのですから、決して二町五反で先どまりになるとは考えないわけです。

の固定生産ですからね。二町五反でそれを緩和するための信託問題、農地の一部買上げといふようなことも言われておりますが、その中で問題として私は考えてみたいことは、われわれは長い間農民運動をしております際に、農民のひょうたん生活といふものも言及を、あなた方考えたことがあるかどうかを、あらぬけれども、これは農業経営上に非常に重要な重要性を持つのです。昔の藩主の榨取にあってきた時代でも、ここにこのひょうたん生活といふものが影響してくるのです。それは、固定せられたる經營面積と、その家族成員の問題になるわけです。耕地は不変である、つまりがありません。それを耕作していく自立經營農家の労働構成といふものは、これはじつり変わつていいのです。その変わり方に一つの定率ともみるものがあつたとすれば、そうするとそれが五六十ぐらいです。私も藤野さんなどというと、五十近くのせがれがある。孫はもう三十近くになつてゐる。丈夫かもしらぬけれども、大体の形はろくに百姓はできない。病氣をやつたり、おだぶつになつたり、いろいろなことをやつていきます。わしらまだ大丈夫かまじこいたしますが、私も藤野さんはそういう形になつていく。そして、その間において、今の主人の弟であるとか、あるいは娘なども嫁にやつたなりますのは、この間からいろいろ

りして、非常に金を使っている。借金を残している。ところが、おやじも五六十くらいになると、そろそろ百ペーセントの労働ができない。そうなると、三十ぐらいの者が中心になっていく。これから手の指を並べたような子供がずっと並んできている。四、五年もたつますと、これが一番食い盛りになつてくる。働かせるのにはまだ四、五年の手間がかかる。こういう時期には、もう農村の家庭というものは最も窮屈した形に入つてくる。それが五年から七年たちますと、われわれのような者はみんな片づいてしまう。おやじも片づいてしまうと、今指を並べて困つた手合は、初めから労働に従事せられる完全な清新はつらつた大鵬や柏戸のよくなやつがぱかぱか出てくる。こうなつてくると、その農業経営といふものはふくらんでくる。ふくらんだり縮んだり、縮んだりふくらんだりする形を持つ。こういう形の際には、昔ならこれはある程度まで私は維持できたと思うのです。非常に低い生産性であつたし、激しい経済の中に生まれおらなかつたが、今日のようない生産手段が近代化され、機械は使わう、その機械も三年か四年たつたら次の新しい機械ができ上がる、こういう問題が出てくる、農薬なども出でてくる、肥料もだんだん変わつてくる、こういったふうに投資がだんだん激しくなり、また技術なども高度に出てく来る、土地の改良しなければならない、負担金はうんと借金を残していくなければならない、こらいらところでそういうつぶんだ形になりましたときは、私はもう自立農家というものはあたないのではないかと思う。私はこの

選舉に古い友人のところに頭を下げに行きました。正直に言いますかね。ところが、選舉が済んで十一月の下旬にそこらへに行きましたら、おばあさんがお嫁さんと十六になる中学校だから高校の一年だかの子供が畠を上げて米作りをしていました。それだから、これは何という驕ぎをしているのだと思いますと、おやはあなたが知っている通りもう七、八年前に死にました、これ十六の子供から見れば、おじいさんはおらぬから、ことしは近所隣りから手助けを受けてようやくここで米を見ることができました。が、手おくれになつてこの通りです。私はそのときつづく思いました。来年はだめだらう、そりしてこれほど激しい今の農耕に従事しているとき、これはこのままで二、三年いつたら必ず没落しちやうのじやないか、追いつかないのじやないか、昔なら何とかもつしていくけれども、と、こういう感じを深くしているのです。だから、自立經營というものを考えてみますときに、そなあなた方が考えるような簡単なものではなかなかいかないと思うのです、これが一つです。

じて、家族経営でありましたならば、他の多角經營をやつしていく労力の調整というものができません。一番重大なのは、私は、その労力を調整して、そろして農閑期といえどもこれを余らして多角經營に入つていくという形をとるには、共同經營が最もふさわしい形であると、こう私は考える、これが第二番目です。

第三番目には、これは一番問題になりますのは、そういう形がいいのだ、しかもそれどころではなく、これから農業生産を進めるには、もう一軒ではだめだという考え方方が強くなつているのです。これは北陸農業の方向といふので、北陸三県か四県でいろいろ相談せられたらしいのですが、そこで出た結論といふのは、もうプロック的な、五県とか六県が中心になつて、そうして計画的な生産体系を立てるだけの大きな規模を持たなければならぬ”これぐらいの形になつてゐるときに、どうも自立經營といふようなことで、それが中心になつて将来行くのであるならば、もうそこまで来ているにかかるわらず、そんなことを言つてゐるのはおかしいじゃないか、これが第三点です。

それから第四点としましては、これにも指摘してありますのが、そういうことをやつっていく場合、一番困りますのは、農民の意識が低くあつて、そうして生産外に土地の所有欲というものを持つていて、生産といふものとはずれた別な執着を土地に持つてゐる。だから、農民が土地がほしいということは、生産の手段のために土地がほしいということと、また別の目的を持つて土地がほしい。これは長い歴史の過程

におけるところの、農民が土地を持たないで、小作人として、あるいは農奴として、もうたたかれてたたかれた潜在意識がまだ残っているのだと思う。私が農民運動に入ったのは、自分の最も信頼する小作人がたまたま自分の親類に行きましたときに、その小作人が受けた侮辱であります。この小作人は、非常な忠実な、まじめな、よい私としてはもう小作人とかなんとかといふことは極端ですが、それがたまたま少し酒に酔いまして口が過ぎた。そうしますすると、何か村の区長か何かをやつしている人が、何だ貴様居敷下も持たないでなまいきなことを言らなと頭からたたいてしまった。これが土地を持たない農民の悲哀です。こういうようなものがからんで、そうして土地に非常に間違つた執着を持って今日おる際に、自作農を、自立農家を作るのだ、それを中核として、その次に彼らが考える次の段階に行くことが正しいのだと、それじゃこのテンポの早い現代の農業生産体系の変革期に私は間に合わないと思うが、大臣どうなんですか。私はやはり、最高の目標を掲げて指導説教をして行かれるのが、役所の、あるいは農林省の持たれる一番の役目じゃないかと思うが、役目が逆になつているのではないかと思われる。

より高い生産性を上げ、より高い生産をふやすということにするについては、これはちっとも異議はないのですよ。これははっきりと申し上げて、奨励もして進めていき、それに対する財政金融措置もつけていくらとしている。さらに、先ほども言っているように、かりに二町五反の人が十人集まり、そろしてたんばなんかを共有の形にして、そして自分らは形式的な労働者の形になつて法人の田を作るというようなことになる。これは希望になつてくれれば、私はそれを助長していくと思う。ただ問題は、私はあなたの方と同じように、実際家の話を聞き、実際に農村の事情も聞き、若い人の話を聞いております。この間も、4Hクラブの青年が全国から集まつた話も聞いたが、その徹底した農業経営にまで至る問題については、よほど時期を考えなければいけない。いかなる分配方法をとるのか。ただ土地を合わせて、そして所有權あるいは使用權を法人に持たせて労働してやるといふけれども、それは全部、土地を多く出した人も、少なく出した人も、できたものを頭から分配するのは、非常に少なく出した人はようになりますけれども、そうはいかぬです。またそれに対し、土地の生産性の違いもありましまよ。こういうふうな場合に、なかなかそこらの問題は、急に所有權なり使用權を移して共同経営まで入るということは、よほど考えて時期を待たなければならぬといふ、実際の運動をしているのを聞いております。

言つてきめつけてしまつることも、私はこれはおかしいと思うのであって、そういう農家が、この間も申したように、八反を二人でやつておつて百五十万円の粗収入を上げているといふのは、面積だけでなくて、農業経営の実態というものが、清澤さんのお話のようになことによつてそんじう実際の効果をこしらえたり何かして、一部を持つて上げてるんですからね。私がいに画面きめつけてしまうのでも、私どもは械の利用、畜産の取り入れといふよう今段階において日本の農業者といふものは、やはりあなたのお話のよろな土地を離したがらないんだ、土地を持ちたいんだといふ話で、あるところでは耕作では自分の今までの土地でやつていて、これからふやす土地であるいは牧野なんかは共同で持つてやつていく、もとから持つてる土地は自分で耕したいといふ希望もあるのですね。だからそういうふうないろいろな希望に沿うて、協同組織による行き方なり、あるいは共同経営にまでいくのなり、それは進めていったらいいと思ひます。これはあくまで頭から網をかぶせて全部を共同經營にすることが正しいんだ、こういうふうにきめてかかるのはまだ早いと私は思います。
○清澤俊英君　これはまあ早いかおそいかといふ見通しの違いですね。だがあなたの言われるよう非常に大臣が言われるよう部分的には成功しているのもあるかもしない。しかしながらの耕作をやりましても、なかなかからむくやれぬのが多いんです。最近こうい

う言葉が今はやつております。耕耘機などといふものは、これは製造者の、いわゆる農機具者の耕耘機であつて、農民から見れば、これは不幸運機だよと、ジャーナルが方々の農業経営の何れを貰つたためにたんば一反売りましたなんてのができてくる。これは先々週の朝日ジャーナルをちよつと見ますと、利子だけでも払いきれない、こういふことで三人ばかり寄つて書いておりますが、とても三町ではこういふ農機具の利子だけでも払いきれない、こういふ状態ですからね、正しい、いいと前に言いました年寄りたちの土地の所欲でついにうまくいかぬだった、こういう例も出ております。だからそういうことなら、それを中心に打ち出されるのがほんとうの指導をすべきである。それを何も自立經營に持つていつて、そこで頭打ちに気がついてからその次の段階に入るといふような、これは農民に犠牲をしていることじやないかと思うんだ。私はどうもその打ち出し方が気にいらぬと思う。こういう質問なんだ。

の言われる共同經營まで持つていつづけ、耕耘はりばに農業生産を上げてる例をたくさん知つてます。だからあなたが耕耘を離してやつていくことまでの話です。そこで共同經營、共同經營のところはどつちやにされてるけれども、私はそういう前段における、耕耘をみんな共同で設備利用として持つて使い合つてある例はたくさん知つてます。それでうまくいってる。それを何ともたんぱの所有権まで移していくかたまきや、いわゆる共同經營というならでないんだ。こういうふうには僕は考えないんですがね。たくさんの中例を知つてゐるが、そのところは何か食い違つてるようだと思うのですよ。

○清澤俊英君 大体食い違つていますね。大きな食い違つるのは、大体补贴会党は何か所有権も何もすと出してしまふといふように考えておられるけれども、ちょっとこの方を見てもらいたいな。社会党的農業生産組合法をどらん下されば、土地は所有権としてこれを投資に入れております。そうして私はこれは反対しているのだ、私は常に反対している。はつきり言います。だから党で作ったものには服従していきますが、私は個人としては反対しているのだ。執着に立つてゐるのだといふことは、その投資に対して五分の利益配当をここにつけてある。これは間違つた。こういふものははつけるべきでない、こういふ私は議論を持つてゐる。だけれど、何も個人の所有権までを全部否定をしておりません。否定はして

おりませんが、その議論はあまり長くありませんから、そのところはやめますが、そぞろ食い違いがあるから、これはなかなか解決しないのです。だから私の言うのは、この体系を言うておるのじゃなくて、将来的農業の構成と、その見通しとしては、自立經營といふようなことよりも、もっと協業体を、これはあなたの方に一つ譲歩して、協業体をもつと進めて、こういくべきだ。こういう形がとられるならば、考え方によつては何も耕地の代價は要らないのです。利益というものを考えなき以上は、耕地の代價は要らないのです。ということは、耕地をよけい出さうと少なく出しましようと、自立經營耕地といふものの面積の差といふものを作りたならば、先ほどから私が言います通り、多角經營に限度がありますよ。これを投資しましたところの耕作地をなしにして、その上に立つて全部が持ちます労働力を調整してこれをやつて参りますならば、一町五反でできましたい一つの多角經營が重ねて作られるのだ、一つでも二つでもできる。こううのを考えて参りますならば、私は何も耕地といふやうなものにそここだわることは要らない。だから、旧来の観念があるから、所有権といふものが受けは確立しておいたらいじやないか、これは社会党の基本的な組み立て方です。私の言うのは、何も変わつてない。私の言うのは、こういう時代産の格差なり、いろいろなものをそぞろで直していく、こういう考え方ではなくて、これで一応農業のいろいろの今産く、いま一步進んだものを明示して

いろいろなまだそこへいくにはめんどがありますから、地域説導していくなければならぬ、これが本筋じやないか、こう言つてゐるのです。これを私が一番痛切に感じましたときは、ここに秋山さんがおられる。秋山さんと一緒に三十何年度かの水害のとき、山形県に行きました、天童市で畠地の交換分合が成功して、そらしてここいら一つのリング、モモですが、こういったものを、共同經營をやつてしまつて、そうして非常に整備した防虫施設などを持つて、袋かけもやらないで、非常に頭がいいとみそまして、売り出しの製品ですね、これらが、一番くだもののかいときのリングをねらつて早リング、私たちが行つたときは八月のちよつと未くらいたが、もう青いリングが出ていた。これは子供が待つていて買う。こんなまずいものを、一番売れ行きがいい。いろんな人が作る品物をたくさん作るよりは売れ行きのいいのがいいといってやつている。頭がいい。それで私が行きましたときに、いろいろ聞いてきたので感心したのは、土地交換分合を始めますと五ヵ年かかったと言つた。あなたの方でよく御存じだと思います。けれども言わしてもらいます。御迷惑でも一つ聞いていただきたい。何といつても、聞いきう中心になる人が腐心の結果、農民はこれは承諾しないといふ。それ進めようとしている。仕方がない、村の指導者とそれからこれを進めていくといふことです。学校の先生を入れた。そうして土地の交換分合をして共同生産の經營の利潤を、幻灯でもつて子供に教え込んだ。四ヵ年間。それがどんどん大きくなりますと、親に向かって、こんな

普通の、お前たちはそんな百姓をしているならおれは東京へ行く。ああなればならない、これが本筋じやないか、こう言つてゐるのです。これが本筋じやないか、こう言つてゐる。秋山さんはおられる。秋山さんと一緒に三十何年度かの水害のとき、山形県に行きました、天童市で畠地の交換分合が成功して、そらしてここいら一つのリング、モモですが、こういったものを、共同經營をやつてしまつて、そうして非常に整備した防虫施設などを持つて、袋かけもやらないで、非常に頭がいいとみそまして、売り出しの製品ですね、これらが、一番くだもののかいときのリングをねらつて早リング、私たちが行つたときは八月のちよつと未くらいたが、もう青いリングが出ていた。これは子供が待つていて買う。こんなまズいものを、一番売れ行きがいい。いろんな人が作る品物をたくさん作るよりは売れ行きのいいのがいいといってやつている。頭がいい。それで私が行きましたときに、いろいろ聞いてきたので感心したのは、土地交換分合を始めますと五ヵ年かかったと言つた。あなたの方でよく御存じだと思います。けれども言わしてもらいます。御迷惑でも一つ聞いていただきたい。何といつても、聞いきう中心になる人が腐心の結果、農民はこれは承諾しないといふ。それ進めようとしている。仕方がない、村の指導者とそれからこれを進めていくといふことです。学校の先生を入れた。そうして土地の交換分合をして共同生産の經營の利潤を、幻灯でもつて子供に教え込んだ。四ヵ年間。それがどんどん大きくなりますと、親に向かって、こんな

普通りの、お前たちはそんな百姓をしているならおれは東京へ行く。ああなればならない、これが本筋じやないか、こう言つてゐる。秋山さんはおられる。秋山さんと一緒に三十何年度かの水害のとき、山形県に行きました、天童市で畠地の交換分合が成功して、そらしてここいら一つのリング、モモですが、こういったものを、共同經營をやつてしまつて、そうして非常に整備した防虫施設などを持つて、袋かけもやらないで、非常に頭がいいとみそまして、売り出しの製品ですね、これらが、一番くだもののかいときのリングをねらつて早リング、私たちが行つたときは八月のちよつと未くらいたが、もう青いリングが出ていた。これは子供が待つていて買う。こんなまズいものを、一番売れ行きがいい。いろんな人が作る品物をたくさん作るよりは売れ行きのいいのがいいといってやつている。頭がいい。それで私が行きましたときに、いろいろ聞いてきたので感心したのは、土地交換分合を始めますと五ヵ年かかったと言つた。あなたの方でよく御存じだと思います。けれども言わしてもらいます。御迷惑でも一つ聞いていただきたい。何といつても、聞いきう中心になる人が腐心の結果、農民はこれは承諾しないといふ。それ進めようとしている。仕方がない、村の指導者とそれからこれを進めていくといふことです。学校の先生を入れた。そうして土地の交換分合をして共同生産の經營の利潤を、幻灯でもつて子供に教え込んだ。四ヵ年間。それがどんどん大きくなりますと、親に向かって、こんな

普通りの、お前たちはそんな百姓をしているならおれは東京へ行く。ああなればならない、これが本筋じやないか、こう言つてゐる。秋山さんはおられる。秋山さんと一緒に三十何年度かの水害のとき、山形県に行きました、天童市で畠地の交換分合が成功して、そらしてここいら一つのリング、モモですが、こういったものを、共同經營をやつてしまつて、そうして非常に整備した防虫施設などを持つて、袋かけもやらないで、非常に頭がいいとみそまして、売り出しの製品ですね、これらが、一番くだもののかいときのリングをねらつて早リング、私たちが行つたときは八月のちよつと未くらいたが、もう青いリングが出ていた。これは子供が待つていて買う。こんなまズいものを、一番売れ行きがいい。いろんな人が作る品物をたくさん作るよりは売れ行きのいいのがいいといってやつている。頭がいい。それで私が行きましたときに、いろいろ聞いてきたので感心したのは、土地交換分合を始めますと五ヵ年かかったと言つた。あなたの方でよく御存じだと思います。けれども言わしてもらいます。御迷惑でも一つ聞いていただきたい。何といつても、聞いきう中心になる人が腐心の結果、農民はこれは承諾しないといふ。それ進めようとしている。仕方がない、村の指導者とそれからこれを進めていくといふことです。学校の先生を入れた。そうして土地の交換分合をして共同生産の經營の利潤を、幻灯でもつて子供に教え込んだ。四ヵ年間。それがどんどん大きくなりますと、親に向かって、こんな

普通りの、お前たちはそんな百姓をしているならおれは東京へ行く。ああなればならない、これが本筋じやないか、こう言つてゐる。秋山さんはおられる。秋山さんと一緒に三十何年度かの水害のとき、山形県に行きました、天童市で畠地の交換分合が成功して、そらしてここいら一つのリング、モモですが、こういったものを、共同經營をやつてしまつて、そうして非常に整備した防虫施設などを持つて、袋かけもやらないで、非常に頭がいいとみそまして、売り出しの製品ですね、これらが、一番くだもののかいときのリングをねらつて早リング、私たちが行つたときは八月のちよつと未くらいたが、もう青いリングが出ていた。これは子供が待つていて買う。こんなまズいものを、一番売れ行きがいい。いろんな人が作る品物をたくさん作るよりは売れ行きのいいのがいいといってやつている。頭がいい。それで私が行きましたときに、いろいろ聞いてきたので感心したのは、土地交換分合を始めますと五ヵ年かかったと言つた。あなたの方でよく御存じだと思います。けれども言わしてもらいます。御迷惑でも一つ聞いていただきたい。何といつても、聞いきう中心になる人が腐心の結果、農民はこれは承諾しないといふ。それ進めようとしている。仕方がない、村の指導者とそれからこれを進めていくといふことです。学校の先生を入れた。そうして土地の交換分合をして共同生産の經營の利潤を、幻灯でもつて子供に教え込んだ。四ヵ年間。それがどんどん大きくなりますと、親に向かって、こんな

普通りの、お前たちはそんな百姓をしているならおれは東京へ行く。ああなればならない、これが本筋じやないか、こう言つてゐる。秋山さんはおられる。秋山さんと一緒に三十何年度かの水害のとき、山形県に行きました、天童市で畠地の交換分合が成功して、そらしてここいら一つのリング、モモですが、こういったものを、共同經營をやつてしまつて、そうして非常に整備した防虫施設などを持つて、袋かけもやらないで、非常に頭がいいとみそまして、売り出しの製品ですね、これらが、一番くだもののかいときのリングをねらつて早リング、私たちが行つたときは八月のちよつと未くらいたが、もう青いリングが出ていた。これは子供が待つていて買う。こんなまズいものを、一番売れ行きがいい。いろんな人が作る品物をたくさん作るよりは売れ行きのいいのがいいといってやつている。頭がいい。それで私が行きましたときに、いろいろ聞いてきたので感心したのは、土地交換分合を始めますと五ヵ年かかったと言つた。あなたの方でよく御存じだと思います。けれども言わしてもらいます。御迷惑でも一つ聞いていただきたい。何といつても、聞いきう中心になる人が腐心の結果、農民はこれは承諾しないといふ。それ進めようとしている。仕方がない、村の指導者とそれからこれを進めていくといふことです。学校の先生を入れた。そうして土地の交換分合をして共同生産の經營の利潤を、幻灯でもつて子供に教え込んだ。四ヵ年間。それがどんどん大きくなりますと、親に向かって、こんな

性及び農業従事者の生活水準の動向並びにこれらについての政府の所見が含まれていなければならない。」とあります。第七条が「政府は、毎年、国会に、前条第一項の報告に係る農業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を提出しなければならない。」「講じようとする施策」とは、「これは農業計画だらうと思う。その計画に対しましては、ずっとこれは一条から続いてきておるのでありますから、この四条の規定はここに出ておりますが、これでこう参りますると、第一項の施策に対する財政上の措置を講じなければならぬ、いわゆる予算を組まなければならぬ、こう私は解釈しているのであります。これはどうなんでしょう。

○澤謙英君 あすは大蔵大臣にこの点はもう一度よく突き詰めて、くにのみやげにせぬならぬ。

いま一つ、あとは簡単ですから言いますが、明日また重ねてお伺いするようになるかもしませんが、まあこうやつて生産の向上をはかるとか、所得の増大をするとか、いろいろな問題を講じようとしておられる。あるいは関税の問題とか、補給金の問題とか、支持価格の問題とか、支持価格に対する事業団等の持ち方に対する異論も持っておりますが、そういうよろしいろいろの施策をしておられる。その施策の中には、これは何とかあります通り、市場流通構造の問題が取り上げられております。そこで今一番、これは近く中央市場法が出て参りますから、その際にいろいろお伺いは詳しくしますが、さうは簡単に、いろいろの変革を経まして、そして最近においては市場内におけるものの流通の方式がだんだんと一つの系列化されておる、系列化された大きな流れを持っておる。だから市場本来の形でなくて、別な形で流通の問題が出てきておる。こういう問題が出ておるのでですが、こういうようなものに対処して一体どうお考えになつておるのか、ということと、明日お伺いする農業の中に企業体ができ上がつたと、こういう議論なんです。私は、現在言われる通り鶏を飼うことは、農業でなくてあれは養鶏工業なんだ、養豚工業なんだ、こういう企業投資の形が出てきて

おる。それに対し、この間からのお話を聞いていると、農林大臣などはだいぶそれを歓迎して育成するよくなお話を伺つておりますので、こういう広い消費構造の変革とでも申しましようか、それに伴つて流通の機構もそういうふうに形が変わつてきている、どんどん系列化してきている、生産体系もそれをを中心にして大資本の進出が目ざましい形で出てきている。蔬菜やそんなものぐらいが、少しぐらり、中央市場でやられたからといって大した問題でないと思う。それは大臣の言われる通りで片がつくと思う。こういう大きな日本の経済構造の中では出てきた変革に対して、どう処理せられるか、これはおそらくこの基本法を作るための調査会等の時分には、まだ出てきていない、表面化されない傾向でした。われわれは前からそれを認めていますが、そういう傾向が見えておつたが、最近においてはそれがはなはだし勢いで進展しつつある状態であります。これについて大臣はどうお考えになりますか。

○國務大臣(周東英雄君) これはいつかどなたかのお尋ねに對してお答えをしておりますが、まず私どもは一がいにそういうものが農業者を擰取するとして、ある程度農産物の需要の増大を刺激しておるということを考えられます。しかし、私どもはそういうものがだんだんと広まって農業者のやる部分まで侵されるということに対しても、これは守らなければなりませんので、そういうものにつきましては、私どもは原則として農業者の団体による生産物の加工、販売、出荷というものを強

に進んでは、それが単なる単位農業協同組合の力だけではいけないならば、さうして加工工場を作り、出荷をやっていくところまで進んで進めることが必要であらう。私は農業者の立場を強めることについても、これから積極的なことをやりたいと思いますが、清澤さんもいろいろなところでごらんになつておるところもありましようが、弊害ばかりではなくて、むしろこの前も申しました岩手県等におきましては、農業協同組合の共同出資による畜産公社といふもののが、農民の飼育した豚の面だけ見ないで、むしろいい面は農業者の利益になるよう活動するということは必要なんであつて、一がいに資本家が出てきて農業を圧迫するといふような片寄った見方によらずして、進んでは彼らの持つ金を農村に利用して、農家の利益する方向に持つていくことも一つの方向ではないか。私はそこにはむずかしさがあるかもしれないけれども、これはぜひごらんになつていただきたいと思うのは、埼玉県における食肉加工工場の例のごときであります。その工場の設備は農林中央金庫の金が

二億出でおります。そのかわり県下における豚の生産飼育を引き取つて行なうとする、しかもその工場においてだんだんふえていく従業員は、やはりそこの農村における子弟を使つ。同時に畜産技術指導に関する講習所のようなものを持ち、加工に関する技術の得をさせようということを自途とします。私は相互扶助といふものを持ち、農業者だけの間ににおける相互扶助にあらずして、農業者と農業外とのにおける相互扶助といふ考え方があたしかるべきものだと、こういふふうに考えておられます。

合を作り、また協同組合の連合会を作つてやつていくことの積極性を持つてもらいたい。農産物の加工は農業者以外にやつてはならぬということは、私はそれは少し行き過ぎだと思う。ことにあなたの方の一番心配される中小業者なり日本の人口、それが各あれにまたがつてゐる人間の生活といふものに関して、それは私はある種の分業的なものは出てくる。これは非常に人間が少なくてほかの者は全部ほかの仕事がやれるが、農業者だけは農産物の加工から販売から全部するということにして、一切他の人は関与を許さぬといふ法律を作るということは、私は憲法にも触れるのじやないかと思うのです。

ういうことはいいと思う。絶対ほかの者は関与できぬというのは憲法違反だと思ふし、またそういうことをやらなければ農業者が立ち上がりがないということじやいけないので、もつともつと政府はそれに保護助長は加えるが、みずから自分らの作ったものの付加価値を造成して商品価値を上げようということに対して団結するということは、私は必要だと思う。これは精神的な指導がある。その上に立ってすべて日本人は相互協助ということを進んでいくことが一つの考え方だと思う。

○政府委員(大沢融君) そういうことをこそ需要の見通し、生産の見通しといたしたいと思います。この点をまずお伺いいたしたいと思います。
いう作業で私どもやるわけでございますから、今ここでどれが法文のどの分に当たるか、どの作物が法文のどれに当たるかということを的確に申し上げることは、まだ結論を出してない問題でもありますので困難なことだと思いますが、たとえば畜産というよしなものは所得弹性値、これはいろいろな取り方があって、これ自体にも問題があるのですけれども、需要が増加する農産物といふことになりますようし、今法案を出して御審議を願つておる麦、大麦、裸麦というよしなものは、需要が減少する農産物といふことにもなるうと思います。たとえばここで言う「外国産農産物と競争関係にある農産物」たとえば繭でありますとか、あるいは大豆でありますとか、いろいろなものはそれに当たると思います。

条のように選択的拡大といふものがある。そのような抽象的なことで書いたんではわからないともっと具体的に書くべきである。こういう意見も実はあるわけです。そうではないといふと、長期の見通しというものを公表することにはなっておりませんけれども、そういう農業政策の、生産政策の骨子となるものが、やはり法文の中にもうたえないことは、この法律を出す段階において相手に度審議検討が加えられて、この見通しの要領等は出されましたがけれども、それに出す案くらいは、これは出されるべきでなかつたか。このように思ふんです。この問題についてくどくど申し上げましても、私はこれは時間がかかりますから、そういうことはもう省略いたしまして、所得倍増計画並びに基本問題調査会の答申案に基づく主要農産物の所得弹性値並びに今後の需要の見通し、生産の見通しといふものが出ているのでありますから、これについて一つ大臣の見解を具体的にお伺いいたしたいと思います。

持つていいふ。こういう一応の見通しを立ててある。これはでたらめに立てたものではなくして、相当慎重に検討を加えたものだらうと思います。こういう意味から言つても、この点から畜産は成長財である、大、裸麦はこれは作付転換、減産していくものである、大豆、繡等は外国産のものと競合するようだ、こういうようなことだつたが、こういう点から言つても大体明瞭に出てゐると思うんです。でありますから、こういう今後の生産の大本について、やはり長期見通しといふのはこの法案が通つてから出すんだから、これは農政審議会の議を経てやるわけだから、今のところは何もわからないのだ、これでは審議にならない。そういうことでなしにもう少しはつきりした、基本法を制定する意義といふものは、その生産政策の中にもはつきり現われているわけですから、そういう点をやはり明確にすべきじゃないか。このくらいのことは大臣としても言つて差しつかえないんじやないかと思いますが、いかがでしようか。

て、その意味において大沢審議官は先ほどお答えしたと思います。これが鉄則になつて一つも変わらぬものでもなかろうと私は思いますが、一応の資料としてこれは参考に十分にいたし、これをもとにしてやはり考えていくことは考えておきますが、一つ一つの品物について再検討し、修正されるべき部面もあると私は考えます。

○北村暢君 そういうことでなしに、もう少し今後の農政の生産政策の大本についてやはり農林大臣としてははつきりすべきではないかと思うのです。これははつきりできませんか。というのは、米については今後作付面積というものは逆に減っていく、そうして反収を上げて大体総生産では一一%ぐらいいまで持っていく、こういう見通しを立てているわけなんですが、一体そぞういう米についてはどんどん今後も作つていく、無制限に作つていく、どんどんどんと奨励していくのだと、こういうことにはならないのではないか。特に食生活の変化によつて所得弹性値なりその他によつて、需要の見通しといふものは出ておるのでから、そういう点について、やはり生産について意思といふものをはつきりさせるべきではないか。それはできないでしょうか。全然この基本問題のやつは参考として、むしろ傾向さらも参考だということです」というと、これでいろいろ質問しても意味ないことになつてしまふのではないか。どういうことですか。そういう点についてもはつきり言えないところおっしゃられるのでしょうか。

おいても触れております。それから予算委員会にはまだ人口の増加に伴つて絶対数量はある程度ふえますけれども、一人当たりの消費量は減つてきておる現況であります。そこにおのづから限度があるかと思うのでありますて、それは今北村さんもお話しのよくな、できる限り土地の有効利用によつて狭い面積でできるだけ、現在人口の増等で絶対量のふえる数量をこれを確保し、生産を上げつつ、他の土地はさらに需要の伸びる生産物を作つて、総合的に所得の増をはかるということが農政としてはとるべき方向である、かように考えております。

作付面積で約三〇・〇%、生産量で四〇・〇%、こういふ。それから飼料作物は作付面積が非常にふえて、約二・〇%と出ております。それからそのほかの畜産関係については大体三割増、まあこういうようなことがいわれているわけです。従つて、この今後の構造政策なり生産政策なりに合つた行き方といふのは、やはり畜産を成長財として奨励をしていく、育成をしていく、まあこういうこと。それから果樹、テンサバイ、こういふものを成長財として見ておるわけでございます。ところが、この案を見ましても、所得倍増計画の考え方の中においても、経済の合理性といふものを非常に尊重して、資源の適正配分をやっていく、これは当然のこととして考えられる。従つて、倍増計画においても同じような推計をしているわけですが、小麦などは輸入する方向に重点を置いていくんだ、こういうことで、小麦等については需要が相当あるのでありますけれども、これは輸入によつていくんだということと、生産は作付面積においても減らしている。それから生産量についても減らすような方向で見ているわけでござります。そうしますと、ここで私は一貫した考え方としてお伺いたしたいのは、考え方の中に、輸入した方が安いものについては、国内生産を無理して増産することなく輸入によつてやつていくんだと、こういふ考え方が出ていますが、特に小麦等についてどのような考え方を持っておるのでしょか。

も国産化することが必要であろう。いろいろ考え方を持つております。そこと申しましたのは、小麦については大きな修正を加えたいと思っておりました。従来、小麦につきまして、北村さんが言つようには、ハード小麦は日本の気候に適さないということで、少したじろいしております。しかし、ソフトの方では日本でできますし、パン用の小麦としてハードが使われますけれども、ソフトをフランス式のパンにこしらえることも考えられないか。これは非常に設備がかかるので急にいきませんが、しかしソフトの関係は、うどんとかマカロニあたりの問題でも、日本産を使わないで輸入でいくといふのはおかしいのじやないか。ことに小麦については約二百万トンの輸入のうち八十万トンがソフトです。少なくとも目安をそこに置くとソフト小麦くらいは国内でやれるのじやなかろうかといふことで、ハード、ソフト共に試験研究を続けてさよなら形をとることと、ソフトについては早く転換ができるのじやなかろうかということで、この点は得き得る限り国産化をすることが外貨の支払いを優約し、そらして農家の所得を増加することになるから、そういうことでのこの点は少し修正をいたしたいと思っております。

○國務大臣(周東英雄君) いや、私は、今、小麦についてお尋ねだからそろそろ上げたのですが、このほかにもやはり再検討をいたす点は私はあると思います。

○北村陽君 そうだと思ってお伺いするわけなんです。それで、そろしますと、先ほど私のお伺いしたのは、大、裸麦は、今後まあ麦対策として出ている法案から見ても作付転換をしていく、これは政府の意思としてははつきりしている。その場合、飼料化ということを考えいくことも出ているのですが、これは、大、裸麦については今後の飼料としての輸入ということについてはあまり考えておらないようですが、これは今後の輸入ということは考えられないのかどうなのが、この点についてお伺いいたします。

○國務大臣(周東英雄君) 大、裸につきましても、今、食糧としての需要がどんどん減っていますけれども、この需要をほかの面に拡大する方法はないかということで大、裸の飼料化という問題も考えております、研究は。しあなされよほど大、裸の生産コストといいますか、合理化した生産態勢をとつて下げる限りは、今のままで飼料に使つたらだいぶまた安くやらなければ動かぬという格好になります。そこで大、裸を飼料に使うということについては、同時にやはり大、裸といふものがずっと一部減反しますが、残つて参ります。その点については食糧としての需要が一部まだありますよけれども、他面、飼料として一体使うのに対し、生産費をどれだけ下げられる

かといふよな、合理化の方向へ向
かつての研究を進めて参りたいと思つ
ております。これがだんだんといけ
ば、外国産の大、裸を、飼料として、
安いから入れるといふことも、私はで
きれば差し控えるのが当然だと思いま
すけれども、そこまで大、裸の関係だ
けでは、すぐにはむずかしいと思いま
す。

が、答申案のこの見通しによりますと
いと、米と麦類とで大体四十万町歩
ぐらいの作付面積を減らそう、こうい
うことが出ているのですが、これはこ
れを検討せられて、一体この米、麦等
で作付を減らしたものは、どのような
ところでふやそろとしているのです
か、総体的にいつて、作付面積は三十
三年の基準が八百二十万町歩、ところ
が四十四年では八百万町歩といふこと
で、二十万町歩作付面積で減らして考
えておるわけでございます。その中で
も米と麦とで、そのほか大きく減つて
いるのでは、菜種あるいは桑その他と
いうところでもつて、四、五十万町歩
減らそう、こういふことになつてい
る。従つてここによく現われているの
は、耕種部面においては、耕作農業の
方では、この生産は減らしていくの
だ、こういうことがはつきり出ておる
のですが、一体こういう減らしていく
ということ、農業の總生産を上げる
ということ、それから農家の生産規模
を拡大をして自立經營に持つていく。
従つて農業地も、一戸の所有面積も拡
大していく、こういうような政策を
とろうとしているのですが、この作付
面積からいきますといふと、減るとい
うようなことが出でてきている。これは

○政府委員(大沢潤君) 基本問題調査会の答申で、いつておりますことは、今北村先生御指摘のように、米麦といふようなものの作付面積が減りまして、果樹あるいは飼料作物というようなもののがふえます。総体としましては、果樹のよくな年に二度作付するといふようなことができないものがふえますので、この計算では、総作付面積は多少、基準年次に比べまして十年後の見通しといふのは減るといふうな形になつております。こうしたよくなことで、基本問題調査会の答申で言い、さちにまた倍増計画の方でも、大体同じふうなことで、いつておりますけれども、先ほど大臣からお話をあつたように、妻の問題にいたしましても、あるいはまたこれをります農産物の所得彈性係数をどういうふうにとるかというようなことも関連しまして、法律が通りました上は、再度検討して、より真実に近い見通しをしたい、こういうふうに思つております。

Digitized by srujanika@gmail.com

もちろん生産性というのを重要視いたしますから、反収の増加で補うといふことになれば、そういうふらなことがありますが、この点が私は、相当、答申案は大胆に、今後の農業の生産の転換をはからうとしている意欲が感ぜられるのですが、こういうことが一つ、現実に今後の基本法が通つた後ににおける日本農業の耕種農業というの

来貿易自由化を行なわれて、現在の砂糖と穀物の問題からいえば、非常に劣等財じやないか。にかかわらず、これは成長財として今後増産をすると、いかに問題になつておる。それから、畜産にして、も、酪農製品ばかりでなしに、畜産それが自体にしても、これは今貿易自由化になれば、とたんに競争できないようなら状態、これもなお成長財として増産していくこう、こういう考え方方に立つて、いるようですが、この考え方方が、小麦は日本の農産物はほとんど全部そうですが、零細經營の中における農産物といふものが、国際農業と太刀打ちできることとは明らかです。そういう中で、何ゆえ畜産、果樹、テンサイを成長財とするのか。こういう疑問があるのですが、この点について一つ私の疑問を晴らすように一つお答えを願いたいと思う。

砂糖の原料であるテンサイといふようないふは砂糖またしかりだと思ひますか
なものと畜産物といふのは、別の取り扱いをしなきやならぬということにもなるうと思ひます。特にテンサイなどにつきましては、先生ごらんになられて御承知だと思いますが、各国ともいわば高率関税を課して国内産業を保護しているということで、わが國のもこれから伸ばしていくば、海外との競争ができないといふような作物じゃないわけです。あるいはまた畜産物等につきましても、これも酪農品はともかくも、市乳といふような点については、ほかの国とそう大きな聞きはないといふようなこともあるわけです。先ほどの麦と砂糖、畜産といふようなものについても、消費の傾向、需要の傾向というよくなことを大きく読みとれば、やはり別の扱いをして、畜産物は、第二条でいつております選択的拡大の中の需要が増加する農産物といふ扱いになるということじやないかと思ひます。

現在試作中の暖地ビートというものは、ついてこれを奨励していくのだと、いろいろあるようですが、このテンサイに対する考え方の方は、この答申案の考え方された当時と現在でもなおかつ変わらないのかどうか、成長財としてやはり見ていくことに変わりないのかどうか、この点について一つお答えいただきたい。

○説明員（橋武夫君） テンサイにつきましては、昨年今お尋ねのありましたように反収が落ちております。それは北海道における作付時期における気象条件がちょうどその成長時期に悪かったといふようなことが大きく原因しておると思いますが、暖地のビートにつきましても、ここ数年来試作なり研究の段階が何年か続いてきておるわけでございますが、その暖地の中の気象条件あるいは土地の条件などによりまして、あるところについてはほぼその生産の安定なり、生産性の伸びについての見通しを得まして、逐次研究の段階を脱して、試作、さらにその面積をふやしていくという段階に入っているところもございまして、ビートはまた全体の作物との伸びにつきによって作物体系の作物の中の一環として取り入れられる作物でございまして、そういうのはかなり見えていくことになるのかどうか、この点について一つお答えいただ

が、畜産に關して今後伸びる、あるいはテンサイについて成長財として伸びる、こういふ点について若干疑問に思うのです。小麦や大麦にしても、外国の農産物との競合、いわゆる小麦で外国の小麦と競争するということになれば、これは非常にコスト高になつていることは事実です。ところが、このテンサイを例にとりまして、それじや将

入ったかと思ひますけれども、ある程度の所得ということになりますと、かえつて穀類の消費、澱粉質、食糧の消費が減つてくるということが明らかに見られると思うのです。それに反しまして、逆に畜産物というようなものは、わが国の所得の増加の割合から見ましても、明らかに肉類あるいは牛乳といふようなものはふえるわけです。ある

して増産をやつております。現実にテ
ンサイだけやつておるところもある
わけですが、昨年度は例外的でしょ
うけれども、作付面積は順調に進んで拡
大していくが、反収が非常に落
ちた。昨年はそういうことが明確に出
たわけです。作付面積が非常にふえて
生産は昨年よりもずっと落ちた、こう
いう形がはつきり出ました。それと、

とったわけでござりますが、こういふこの平均の伸び率で来ておるのにもかかわらず、緊急の飼料対策をとらなければならなかつたといふのは、一体どういう理由なんですか。

上がりますと、それに応じた月別のランニング・ストックが上がつてくるわけでございます。ということは、要するに工場在庫が、ストック日数を増加して参る。これがやはり年度末にては大体四十五日分が経済効率でございまして、それは動きませんですが、一応工場在庫といらもの実数が多少一応のしわが出て参つたように考えますが、全体として見ますと、やはり食糧庁のたとえは食糧充実小麦が予定より少なかつた。その分からとれるふすまも、従つて予定より少なく生産されておつたといらよなものの穴埋めがあつしまにつけは感じられるわけあります。それから大豆かすにつきましては、国内生産大豆の関係におきまして、輸入大豆かすといらものの輸入が、実は輸入大豆の輸入がしばらくいろいろな関係で手おくれがございまして、二月、三月におきましては若干かす類が、輸入港別に見ますと最近払底をいたしておりますというような、個別的にはそれ違つた理由があるわけでございますが、一応緊急対策実施によりまして、当面の穴は一応埋めます。最近の他のえと関係の各種の飼料はすべて、多いものは一五%ぐらいまでの値下がりをすでに示して参つております。

の麦すらえさに回されなければならなかつたああいう事態からいたしましても、現在の飼料の値の動きといふものについてじりじり上がつてゐるところは、お宅からいただいた資料にもはつきり出でてゐる。従つて飼料といふものが、今後における畜産の成長財としての私は非常に大きな重要な意義を持つてくるわけだと思うのです。まあ飼料の心配をせずに畜産を奨励しても、これは当然農民が犠牲をこなむる。こういう結果にならざるを得ない。そこで飼料の需給計画でございますが、これについては現在の飼料需給安定法によると、輸入飼料についてだけこれらは取り扱うことになつておるわけであります。一体この輸入飼料の問題だけでも今後の飼料行政といふものが安定していくと、こういふふうにお考えになつておるのであります。

ににおけるまして、これは非常に将来に向かっては家畜の種類の伸び方で数字が違うわけでございますが、あるいは八百七十万トンという所要量が出て参つたり、これは年間所要量でございますが、ある場合には五百五、六十万トンという数字が出てくるわけであります。その意味では、やはり国内でできるだけ飼料を自給するといふ線を、既耕地における麦類あるいはこればかりと言葉が過ぎるかもしませんが、水田等の飼料作物の導入といつた既耕地への飼料作物の導入と、もう一つは草地の牧草改良、または牧草の収穫を上げる、こういった二面の線をできるだけ強力に実施いたすことが国内の自給態勢の確立上必要であろうかと思ひます。従いまして、飼料需給安定法につきましては、現在本年中にとては、課長以下を督励して、私一応草案を作りまして原案をいろいろ作成さしておりますけれども、やはり單に輸入飼料だけではなくて、国内の飼料についても何らかの法的な措置が及び得るような広範な飼料法といふようなものへ組みかえていくことも必要なんじゃないか、これは一参事官としてはなはだおこがましい段階でございますので、一応説明の許される範囲で申し上げておきますが、そのように現在準備中でございます。

くるのだから、こういうことになるのかもしれませんけれども、この基本問題調査会の答申案によりますといふと、国内生産の飼料の見通し、それから輸入の見通し、こういうものが出でるのですございます。それと、先日畜産局からもらつたこの国内の濃厚飼料の需給計画、こういうものと非常な数字の差があるわけであります。で、私これを検討してみると、非常にびっくりするくらいなんですが、まあ答申案の方は三十三年と四十四年をとつておりますが、いたいた資料は三十五年——四十五年をとつてゐるわけであります。そのうち、この国内飼料の供給計画を見ますといふと、三十五年度で五百八十一万トン、そうして四十五年に八百五十一万トン供給する、これは国内産の濃厚飼料。これに対して答申案の方は、国内産が五百五十六万トン、これは大体三十五年とやや似た数字でござります。ところが四四年と四十五年ですが、これは四十四年で一千万トン——一千二十二万トンを生産するということになつてゐるのですが、この前いたいた資料によるといふと、八百五十万トン、それで約五百五十万トンの差の出る資料が出ております。輸入の方によるといふと、まだこれが激しいのでありますて、輸入の数字からいくと、答申案の方は三十三年が八百二十万トン、それが四十四年で二百五十六万トンです。ところがいたいた資料によると、三十五年が八百八十九万トン、これはまあいぶふえております。それから四十五年になりますといふと、これが五百五十五万トンということに出てゐる、一方は二百五十六万トン、こうなるといふと、

ばかりでなしに、これは一つ大臣にお伺いいたしたいのですが、国内の飼料の供給計画において、十五年後にはわざかに国内生産では一四六%あります。ところが輸入飼料については、これが二九四%——約三〇〇%輸入する、こういうことが出ておるわけございます。従つてこれによつて見ますといふと、この需給計画からいって、私はこの飼料の大部分といふものは、大部部分といいますか、もちろん国内飼料の方が絶対量は多いわけですが、今後大きく飼料というものは輸入に依存していくのだ、こういうことがこの資料によって出ているのじゃないかと思うのです。このことは非常に重大だと思うのですが、今後の成長財としての畜産を振興していく上においては、これは私は飼料が安いということが絶対の要件だと思うのです。これは何といつても畜産といふのはいわば農業でいえば企業的なんです。非常に大きな多額の投資をしなければならない。そらすると家畜を養う方からすれば、これは飼料を安く買うということがあるかる前提なんです。従つてここで私はこの飼料をいうものが、国内生産の農民の作る飼料ではなくして、輸入の飼料にたよらう、こういふ傾向といふものは、私はやはり畜産を伸ばす意味において適当でないじゃないか、このように思うのですが、これの点について一体どのような考え方を持つておられ

○國務大臣(周東英雄君)　「もつとも

(自殺白書(周東支那事)、こもとおながくお尋ねで、私ただいま、あとから出した資料の説明をよく聞いていなかつたのははなはだ恐縮であります、私は衆議院予算委員会においてと、それから衆議院の農林水産委員会におきまして、この問題について答弁いたしておりますので、速記録をごらんいただけばわかりますが、私は将来の飼料政策といふものに対する考え方を述べております。それはあくまでできる限り自給度を高めていきたい。そしてこれは飼われるべき畜類の種類別に必要とする飼料の今度は飼料別に、一休国内に、その種類別に将来の需給の見通しを立てて、そのうちでできる限り国内で自給し得るものは何か。しかも、その自給の内容がまた二つに分けられて、農家が自らのたんぱで飼料作物を植えていくといふ自給と、国内の生産によつて、自分は作らなければとも購入飼料として買うが、それは国内製品であるといふやうなものと二つに分けたて、一休国内の自給度はどこまでいくのかといふことをきめる。そしてどうしてもいけない部分はこれを外国の輸入に仰ぐ。輸入については種類別にどうしてもいけないもの、それについてあまり時期的に問題を起さぬよう平均的に輸入計画を立てる必要があると、こういふふうなことを考えておるということを話したのであります。それにつきましては、飼料だけがどんどん将来輸入金額の相当大きな部分を占めていくということは、あまり格好よくなないから、これはやはりできる限り国内で自給ができるば、その方をとつていくのだ。ただ一番問題は、食

糧と肥料との関係がなかなか農家としてはむずかしい点があつて、飼料作物を作つて、それが外へ売つた方が高く売れて、それで買つたがいいというようなことも考えられておるが過去の実情であったよろですから、そこら辺はよほど啓発、宣伝が必要であります。が、そういうことも考えてやる必要がある。それから問題は一番フィッシュ・ミールです。フィッシュ・ミールの将来における需要増は大へんなものらしいのですが、これが水産関係の団体に責任数量を堅実な内訳の形で出してもらいたい。どうも外から貢うといふとけしからぬといって止められるけれども、さあ、それは何ば出すかといふと、なかなかこれは責任を持たない。無理もないのです。これが何がしかしとれると思つてそれないと、約束しても出せないということでありましょから、それはたとえは百万トンは内地でとれると仮定したときには、それはあぶないから堅実に七十万トンくらい出せるという責任数量を持つて出してもらわぬと畜産計画は立たぬのじやないか。それだけの協力をしてもらうような形をとつて、そして種類別に国内需給はどういう形になるかというふとを立て、どうしても今直ちにはいかぬが、将来は自給ができるが今はいかぬものと、将来とも無理だといふものがもしあるとすれば、それは何かといふふうに分けて輸入計画を立てていつたらどうかといふ考え方でおります。この点は業界と二回ほど話したのです。その関係から必要があれば、飼料需給安定法等のことを、それらに關係する法制度が必要があれば考えていき必要があろう、こういうことを考え

○説明員（花園一郎君）　ただいまの大
臣の御説明を補足いたしますが、ただ
いまの北村先生の御質問の数字は濃厚
飼料に関する限りだけござります。
それで、実は粗飼料につきまして、こ
れを急激に増加させることができ飼料作物
への転換その他を通じて、今後なすべき
問題であるということは、私ちよつと
触れたのでありますし、その点につ
きまして、四千七百万トンの現在の粗
飼料の国内需給が約一億トンに近いも
のに上がるよう努力するというの
は、これは非常に国土利用上は相当な
力の要ることでござりますが、そのよ
うに努力いたすわけでございます。同
時に輸入につきましては、いろいろ説
がありますが、一応畜産局といたしま
して、いわゆる言葉がちよつと常識的
な使い方になりますが、輸入濃厚飼料
というものにつきましては、一応五百
五十五万トンという今北村先生が言わ
れたような数字を算定いたしておるの
であります。これにつきましては、一
応所得倍増なり、それに応する、畜産
物、消費の実態に応ずる所要の濃厚飼
料というのから見ますと、それは家
畜別にはまだ相当問題がござりますけ
れども、そういうものを一応の目標
にいたしておるわけでございます。こ
の点については、やはり十年後の問題
として今後もう少し年次別にしつかり

○北村暢君 今、大臣のおおしゃつた
フィッシュ・ミールなんかも、答申案
は四十四年は輸入しないことになつて
いるのです。ゼロなんです。ところ
が、この所得倍増計画のもらつた資料
によると、フィッシュ・ミールの方は
これは大へんな輸入をするのでですが
ね。三十五年で一万八千トン輸入して
おるやつを、四十五年には十五万トン
八三三名ふえるということになつてお
るのでよ。だから答申案ではゼロな
んです。それから所得倍増計画の畜産
局の資料だと八三三名ですよ。とんで
もないことになつておるので。だか
ら、これは私は畜産局の飼料の問題は
まさしくむずかしいですよ。ですか
ら、この所得倍増計画の方にも、飼料
の問題は実は載つていないわけです。
これは予算委員会で一回やつたことが
あるのです。載つてないのです。あの
当時おそらく間に合わなかつたのだろ
うと思うのですが、この所得倍増計画
に合わせて作った三十六年三月一日付
で作つておるわけですね、この文書
は。それが今言つた数字で答申案と非
常な差があるわけです。でありますか
ら、おそらくこれは私は飼料といふも
のは混迷しているのじゃないかとい
う、右往左往されておるのではないか
といふようなことをはつきり物語つて
いるのじやないかと思ふのです。そう
いう点からいって、私はこの畜産とい
うものについて、この飼料問題とい
うのは非常にむずかしいし、また畜産が
伸びるということにおいて、今後この
飼料問題とというのはきわめて重大で、
それが今日まで非常ににおざりにされ

てきたということは、私はもうこれは否定できない事実だと思います。でありますから、この点について私はやはり今日、養鶏を振興し、養豚を振興しようとしても、飼料の問題は一体どうなるのか。安くなるのか、高くなるのか、これは大問題です。しかも、今後における構造改革によって、今までの片手間に、副業的に養豚をやつたり、養鶏をやつたりするわけじゃない。何十頭、何千羽といふことで事業的にやる。これは値段の上がる下がる、まあ価格政策の問題もあるわけですが、これは死活問題ですよ。一步誤れば大へんのことになる。今までの副業で農業をやりながら、畜産の方は片手間にやるといふのだったら、飼料はいいかげん高くなつても、値段は上がつたって下がつたって農家経済に決定的な要素となるのはなかつたが、今後構造改善をして、畜産を奨励していくといふ考え方からすれば、これはきわめて重大な問題ですよ。ところが、今申したような形になつておるので、この点は、一つ政府は今後の最も有望な成長財である畜産というものについて、これは農民に——私は基本法ができたから、畜産は成長財だからやれといふことは、この基本法が通つたからといつて、簡単にできない問題じやないか。

以上見込んでおるのであります。これはこの間も、だれかの質問で三分の二をもくろんでおるのであります。それをやれば今後の問題は解決します。今までの形でやるとしましても、なかなかのものです。でありますから、この点は、一つ大臣も——これはまあ安田局長でもいはば名答弁でどのくらいこまかさないか、こういうことが言えると思うのです。でありますから、この点は、非常に大きな不安を持つておるのであります。今のところは、だれかの質問で三分の二をもくろんでおるのであります。それをやれば今後の問題は解決します。今までの形でやるとしましても、なかなかのものです。でありますから、この点は、一つ大臣も——これはまあ安田局長でもいはば名答弁でどのくらいこまかさないか、こういうことが言えると思うのです。でありますから、この点は、

○清澤俊英君 この点だけ関連して。畜産局としてもみずから混迷に入つているのじゃないかと思うが、われわれが知つてゐる範囲では、最近まで畜産の振興は自給飼料の確立だ、こういう形を強く打ち出しておりますが、さて自給飼料を何でやるかということになりますと、牧草地帶の拡大といふことになる。これらをやるために、三十年には実際の、そういう地域のものを作つていくかといふので、たしか五百五十万もの予算を組んでおるが、そういうものが私は一つの山へ乗りり上げて、なかなかがそういうことをやろうと思つてもやれない、こういうような重大的な場面にぶつかつたのが、この混迷を来たす中心になつたのじやないかと思う。私はそう思つております。だから、われわれが三合牛乳を唱え、あるいは共同經營を唱える、そのうらうに思つてもやれない、こういうような重い月と言わされました。斐・ミールといふのは一番問題なんですが、それが今まで出そととなかなかしなかつた。ところが、それは多くの場合においてなかなか足らぬから、この前トントンか輸入したんですが、そろそると、輸入した瞬間に今度は国内が騒ぎ出すというようなことです。そこで、先ほど言つたように、今後のほんとうの飼料用フィッシュ・ミールといふものが今まで出そととなかなかしなかつた。ところが、それは多くの場合においてなかなか足らぬから、この前トントンか輸入したんですが、そろそると、輸入した瞬間に今度は国内が騒ぎ出す。そして斐・ミールは、国

業者に対しても私は済まぬと思う。だだと思います。
○國務大臣(周東英雄君) 私は飼料対策といふものは畜産政策を行なう上に一番重要だと思っておりますので、飼料審議会においても私は所信を述べましたし、国会においても二回ほど述べておる。すべて飼料問題については集中して対策を立てることにしております。それには農林省の関係官としては、農地局、水産庁、畜産局といふ間にも相互連携をとつて立てる。立てることを考えております。それは今飼料の問題を私はどういうふうにしていたかよく知りませんが、三月と言わされました。斐・ミールといふのは非常に重要な問題なんですが、もう各委員が指摘によつて北村さんの御指摘のフィッシュ・ミールは、実は国内の生産においてはこれが今まで出そととなかなかしなかつた。ところが、それは多くの場合においてなかなか足らぬから、この前トントンか輸入したんですが、そろそると、輸入した瞬間に今度は国内が騒ぎ出す。斐・ミールといふのは、国

から、ほんとうに国内のイワシ・サンマといふようなものをフィッシュ・ミールとして飼料に持つてしていくにつれてどういうふうな形でこれを指導して、これを奨励していくか。それに対してどれだけ責任を持たせるかということをきめていかせることも飼料対策なり、斐・ミール対策の一つの考え方だだと思います。
○國務大臣(周東英雄君) 私は飼料対策といふものは畜産政策を行なう上に一番重要だと思っておりますので、飼料審議会においても私は所信を述べましたし、国会においても二回ほど述べておる。すべて飼料問題については集中して対策を立てることにしております。それには農林省の関係官としては、農地局、水産庁、畜産局といふ間にも相互連携をとつて立てる。立てることを考えております。それは今飼料の問題を私はどういうふうにしていたかよく知りませんが、三月と言わされました。斐・ミールといふのは非常に重要な問題なんですが、もう各委員が指摘によつて北村さんの御指摘のフィッシュ・ミールは、実は国内の生産においてはこれが今まで出そととなかなかしなかつた。ところが、それは多くの場合においてなかなか足らぬから、この前トントンか輸入したんですが、そろそると、輸入した瞬間に今度は国内が騒ぎ出す。斐・ミールといふのは、国

業者に対しても私は済まぬと思う。だだと思います。

○北村暢君 もう時間ですから、まだ終わりたいと思いますが、この畜産の問題は飼料の問題と同時に価格政策の問題について、これは非常に重要な問題なんですが、もう各委員が指摘によつて北村さんの御指摘のフィッシュ・ミールは、実は国内の生産においてはこれが今まで出そととなかなかしなかつた。ところが、それは多くの場合においてなかなか足らぬから、この前トントンか輸入したんですが、そろそると、輸入した瞬間に今度は国内が騒ぎ出す。斐・ミールといふのは、国

から、ほんとうに国内のイワシ・サンマといふようなものをフィッシュ・ミールとしてどういうふうな形でこれを指導して、これを奨励していくか。それに対してどれだけ責任を持たせるかということをきめていかせることも飼料対策なり、斐・ミール対策の一つの考え方だだと思います。
○國務大臣(周東英雄君) 私は飼料対策といふものは畜産政策を行なう上に一番重要だと思っておりますので、飼料審議会においても私は所信を述べましたし、国会においても二回ほど述べておる。すべて飼料問題については集中して対策を立てることにしております。それには農林省の関係官としては、農地局、水産庁、畜産局といふ間にも相互連携をとつて立てる。立てることを考えております。それは今飼料の問題を私はどういうふうにしていたかよく知りませんが、三月と言わされました。斐・ミールといふのは非常に重要な問題なんですが、もう各委員が指摘によつて北村さんの御指摘のフィッシュ・ミールは、実は国内の生産においてはこれが今まで出そととなかなかしなかつた。ところが、それは多くの場合においてなかなか足らぬから、この前トントンか輸入したんですが、そろそると、輸入した瞬間に今度は国内が騒ぎ出す。斐・ミールといふのは、国

から、ほんとうに国内のイワシ・サンマといふようなものをフィッシュ・ミールとしてどういうふうな形でこれを指導して、これを奨励していくか。それに対してどれだけ責任を持たせるかということをきめていかせることも飼料対策なり、斐・ミール対策の一つの考え方だだと思います。
○北村暢君 もう時間ですから、まだ終わりたいと思いますが、この畜産の問題は飼料の問題と同時に価格政策の問題について、これは非常に重要な問題なんですが、もう各委員が指摘によつて北村さんの御指摘のフィッシュ・ミールは、実は国内の生産においてはこれが今まで出そととなかなかしなかつた。ところが、それは多くの場合においてなかなか足らぬから、この前トントンか輸入したんですが、そろそると、輸入した瞬間に今度は国内が騒ぎ出す。斐・ミールといふのは、国

から、ほんとうに国内のイワシ・サンマといふようなものをフィッシュ・ミールとしてどういうふうな形でこれを指導して、これを奨励していくか。それに対してどれだけ責任を持たせるかということをきめていかせることも飼料対策なり、斐・ミール対策の一つの考え方だだと思います。
○國務大臣(周東英雄君) 私は飼料対策といふものは畜産政策を行なう上に一番重要だと思っておりますので、飼料審議会においても私は所信を述べましたし、国会においても二回ほど述べておる。すべて飼料問題については集中して対策を立てることにしております。それには農林省の関係官としては、農地局、水産庁、畜産局といふ間にも相互連携をとつて立てる。立てることを考えております。それは今飼料の問題を私はどういうふうにしていたかよく知りませんが、三月と言わされました。斐・ミールといふのは非常に重要な問題なんですが、もう各委員が指摘によつて北村さんの御指摘のフィッシュ・ミールは、実は国内の生産においてはこれが今まで出そととなかなかしなかつた。ところが、それは多くの場合においてなかなか足らぬから、この前トントンか輸入したんですが、そろそると、輸入した瞬間に今度は国内が騒ぎ出す。斐・ミールといふのは、国

から、ほんとうに国内のイワシ・サンマといふようなものをフィッシュ・ミールとしてどういうふうな形でこれを指導して、これを奨励していくか。それに対してどれだけ責任を持たせるかということをきめていかせることも飼料対策なり、斐・ミール対策の一つの考え方だだと思います。

体どのようにして生産性の高い構造を持っていくか。これは自立經營の営農類型等について考へてゐる点があるようでござりますけれども、従来、先ほど乗からもしばしば言わわれている水田農家の二・五町歩の自立經營農家百万戸つくるということは、多頭飼育なりありますけれども、この酪農家を一体どういう形でもつて自立經營に持つていくかということは、多頭飼育なりあるいは主産地形成なりといふような施策がいろいろ出でているようですねけれども、これは非常にむずかしい問題だと思うんです。現実には一頭か二頭しか持つてないものが圧倒的多数ですから、これを一体どのようにするか。従つて、これを合理的な生産性の高いものを持っていくとするならば、現在飼育しているものを、これを一頭だの二頭だのというのをやめさせてほかに持つていかなければ、絶対数に限りがあるのですから、これは問題があるのでやないか、こういふふうに思ひます。従つて、一体この成長財としての畜産奨励、特に酪農というものについてどのような考え方を持つておられるか、これを一つ御説明いただきたい。

もあらん飼育時間といふようなものも、一頭当たり少ないと、うような関係が見られると思います。この前のことにつきまして主管局長からお話をございましたけれども、資料的に生産費調査がまだなかなか十分な域に達していないといふよなことをあるうかと思ひますけれども、大きな傾向から見ればやはり多頭飼育といふよなことなどから、何と申しますか、利益が上がるような形を持っていくといふふうなことが今後の畜産を伸ばす鍵えんでもあると思います。もちろん基本法でいっております自立經營農家といふもののタイプの中には、酪農中心のものどうい形が類型としてはいいんだどうとかいうよなことも研究をして打ち出して参りたいと、こういふふうに考えております。

ことが農家の農民の首切りだと言われたと同じように、これはやはり考え方として合理的な経済的に成り立つ多頭飼育といふことで行くならば、これは酪農のやつているものを現在の形でそのまま酪農戸数をふやしていくんだは、これは構造改善にはならないわけです。当然これは五頭でようやくと効率報酬が九百円か千円になる、こういふことなんですから、それ以下だったらもう不経済な飼育にきまつてゐるわけです、現状においては、将来どうなるかわかりません。そういうふうな点からいへば、これは二・五ヘクタールの農家を作ることが農家の首切りだといふことだというと、当然酪農において酪農でなくなる、転換しなければならないもので、そうして集めない限り、絶対数において抑えられるのですから、そういう問題が……（絶対的じゃないよ）と呼ぶ者あり）何だ。（牛は子供生むじゃないか）と呼ぶ者（あり）

○説明員(花園一郎君) だいまの酪農関係乳用牛の経営ができるだけ集約的にして参ることについては御説の通りでございまして、ただ、今十年計画後における目標頭数おおむね三百七十七万頭程度のものが実はこの二月現在でおおむね九十万頭程度でござりますが、これを二倍に伸ばした場合に、それが自立經營農家としてどのように考へられるかということは、お説通りが、これが五頭以上ないとなかなか乳牛飼養事業につきましては、十年後戸数でおおむね十万戸程度、これは五頭ないし八頭くらいの平均規模で全国的に散らばると、いふことが一つの目標に掲げられるわけでございます。同時に、この経過的自立經營と申しますか、十年後においてはまだ自立しておらぬが、その後においては自立になるのだというプロセス、過程的なものにつきましては、一応五万户を想定しておりますが、これがおおむね三、四頭程度の飼育頭数を持つものを自立經營としては十年後に一万戸、それから今の経過的な自立經營としては五千戸というふうに、専門的な農家というものは合計いたしまるわけです。

すればおおむね二十五万戸くらいのものが、平均規模といったましては、個人としては、経過的自立經營まで合わせまして最大六、七頭まで達するようを持って参りたい、それ以外にこの畜産ばかりを專業にいたしませんで、やはり併業的に耕作農業もやつておるもの、こういう有畜經營的なものにつきましても、個人については経過的自立經營十五万戸、それから自立經營者十万戸、それから協業体につきましては、経過的なものは五千戸、それから自立協業いたしますものを五千戸といふうに、全体として二百七十万戸が、それぞれの段階、または経過的なものはございますが、一応そういうように、先生の言われます通りに、できるだけ多頭飼育の姿を実現させるよう持つて参りたい、これについては当然今言われました畜産主産地を中心にして、ういった農家を造成いたすように努力目標を置いておるわけであります。

○安田敏雄君 私はこの間大臣がいなかつたので、はつきりしない点をお聞きしたいと思います。

業の助長といふよなこと、万般の政策が相待つて、第一条の今申された二つの目的を達する、こういふことにならぬ。

るわけです。といふのは、なぜかと申しますと、結局もし家族經營といつてクの中で他産業との生産性の格差を是正するのだという、そういうことは今

り将来の政府で考えておるのは家族経営が中心であるということになつて、その家族経営がいろいろの政府の施策であるとか、あるいはその他のまあ予算の裏づけでもあるとか、ある、はまること

ますが、しかし、少なくとも私どもが今後の農業經營のあり方において家族經營といふものを中心としていくといふことが一つであり、それをやって参考までに置いておきます。

生産性の格差が是正されるよう農業の生産性が向上する」という点で、それから「農業従事者が所得を増大して他産業従事者と均衡する生活を営む」というように、二重の目標を掲げておるわけなんですね。この目標を裏づけるためには、第十五条の家族経営を発展させるのだと、そしてその家族経営を发展させるには、また二つの性格をうたつたところの「正常な構成の家族のうち」云々という問題と、「当該農業従事者が他産業従事者と」以下云々といふことによって、そういう自立經營農家を育成させるのだと、こういふことがこの基本法の根本的ないわゆる精神であり、方針だろうと、こういふよううに解せるわけです。その通りでよろしくうございますか。

業の助長といふよなこと、万般の政策が相待つて、第一条の今申された二つの目的を達する、こういうことになります。従いまして自立経営といふものは、そういう経営のにない手として、ほかの政策と相待つて自立経営が育成されることによって、第一条の目的が達成されるんだといふうに御理解いただいておるならば、その通りだと思います。

るわけです。というのは、なぜかと申しますと、結局もし家族經營といつワクの中で他産業との生産性の格差を是正するのだという、そういうことは今日のいろいろな経済実情の中におきましてはきわめて困難ではないかといふように感じておるわけです。こういう点についてどういうふりにお考えになりますか。

○國務大臣(周東英雄君) 安田さんはえらく狭くお考えになるのですが、第四章第十五条は、農業構造に關して家

り将来の政府で考えておるのは家族經營が中心であるということになつて、その家族經營がいろいろの政府の施策であるとか、あるいはその他のまあ予算の裏づけであるとか、あるいはまたその協業とかによつて健全な家族經營になる。しかし、そういう家族經營でもつてはたして他産業に劣らないような農業はなり得るかということが問題になるわけです。もしおっしゃるようにならうやうないろいろの施策の中から健全な家族經營として一応成り立つ、由産業に生産性がちよよと、うますが、しかし、少なくとも私どもが經營といふものを中心としていくといふこと、これが一つであり、それをやつて参りますについても、

〔委員長退席 理事秋山俊一郎君着席〕

生産性を向上させ、他の産業従事者と均衡を得た生活を営むようにするためには、たとえば需要が伸びて作つたら売れるといふようなものを作らせると、いうようなこと、あるいは外国と競争関係にあるものは、もつと生産を合理化

○國務大臣(周東英雄君) 中心的なものである、なるわけなんですね。通りです。

○安田敏雄君 そういう第一条の目的を達成するたゞ、いわゆる達成するたゞと、それから所得ないししますと、家族経営にによるといら一体保証がされるといふこと、これが疑問になつてくる。産性が上がれば直ちにそれがるといふようなことに、わゆる経済実情の中ではないかと、こうい

（） それはその
ように見られ
ますと、私はそ
達成するため
ために、生産性
じ生活が、そろ
よつて達成され
があるかという
るわけです。生
これが所得が上
には、現在のい
んなかなか困難

に総論が書いてあり、そして、それをもつと各章に、それぞれの章に価格についてどうするとか、流通についてはどうするとか、あるいは農業経営基盤の整備についてはどうするとか、いふよくなことをずっと書き上げておつて、これらが総合的に立てられることによって生産性は向上し、生活の均衡を得せしめるということであると私は思つております。

○安田敏雄君 確かに協業の問題がうたつてありますが、その協業といふことはやはり家族経営を発展させるための一つの協業のようにこの条文を見るところとあるわけなんです。ですから、やは

いて投資額が一兆円で、ほかのは十六兆ばかりと、こういふような比率を見ましても、あるいは政府の戦後におけるところの農業予算の推移の問題から見ましても、企業形態である他産業と家族経営を中心としたものがはたして生産性を同じくするような、均衡がとれるようない方向へ格差を是正していくことが可能かといふ点に疑点があるわけです。そこには非常なむずかしさはあります。

品として所得を上げさせるとか、あるいは農業資材等については先ほど御指摘がありました、なかなかむずかしい問題だとか、畜産を奨励するについて、飼料というものをできるだけ安くして、豊富に供給するような計画を立てるについて、必要な施策を講ずるとかといふようなことが、この生産性の向上ができたり、ほかの所得を増大していくといけるというわけであります。家族経営それ 자체をさして、それだけで生産性を向上させるということは言つていいないのであります。つまり問題は経営の形態においては、日本の農村としてはまず家族経営というものを中心として、

第八部 農林水產委員會會議錄第五十號 昭和二十六年五月二十九日

參議院

